

日本大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2024年度大学評価の結果、日本大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総 評

日本大学は、「日本精神にもとづき 道統をたつとび 憲章にしたがい 自主創造の気風をやしなひ 文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに 寄与すること」「広く知識を世界にもとめて 深遠な学術を研究し 心身ともに健全な文化人を育成すること」を「目的および使命」として定めている。また、大学院の目的として「高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている。さらに、教育理念として「自主創造」、育成する人物像や学生が備えるべき能力や姿勢を示した「教育憲章」を制定し、これらを踏まえて各学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的を定め、3つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）のもと、幅広い学問分野の教育課程を設け、教育研究活動を展開している。

2017年度の本協会による大学評価（認証評価）の後、2018年度に文部科学省より医学部医学科の入学者選抜に係る問題が指摘され、本協会において調査を行った。その結果、大学基準の「学生の受け入れ」「管理運営」及び「内部質保証」に重大な問題が認められたため、2017年度の大学評価（認証評価）結果における大学基準に適合しているとの判定を取り消し、不適合との判定となった。その後、2021年度に不適合事由の改善をもって本協会に追評価を申請し、評価の結果、医学部医学科の入学者選抜に係る重大な問題は改善していることが認められた。しかし、追評価期間中に当時の理事長・理事による一連の背信行為が発覚したため、本協会では追加の調査を行い、大学の管理運営全般を確認した結果、大学基準の「管理運営」に関する重大な問題が見られたことから、これを事由に本協会の大学基準に適合していないとの判定を受けている。その際に「必ず改善すべき事項」として、「管理運営」に関し、理事や職員の人事が特定の役員によって恣意的に行われていたため、適切な人事を行うよう是正すること、評議員会や監事による理事会に対するチェック機能が果たされておらず、適切な管理運営が行われていたとはいえないため、理事会及び理事等の業務執行状況を

適切にチェックする体制を構築するよう是正すること、理事会において構成員による十分な議論が行われておらず、理事同士の相互チェック機能が果たされていなかったため、理事会をチェックする体制を含め実質的に機能する新しいガバナンス体制を構築し、実効性のある具体的な改善策を打ち出して実行することが求められていた。

上記事案への対応として、法人における健全な管理運営体制の構築に向けて改革に取り組み、2022年7月より新たな選出方法で選出した役員による体制を構築した。しかし、このガバナンス改革の途中に競技部における各種の問題が発覚し、学生の薬物所持の問題については、2023年8月に理事長及び学長の諮問機関や法人のガバナンス及び危機管理について高い知見を持つ有識者による第三者委員会を設置し、その原因を調査するとともに、競技部の学生寮の管理体制や薬物乱用防止策を含めた再発防止等の検討を行うこととした。第三者委員会の調査報告書は、文部科学省へ報告するとともにホームページにて公表し、同年11月には、理事会において「第三者委員会答申検討会議」を設けて対応の検討を進めることを決定し、当該会議は、第三者委員会からの調査報告書を受けて、改善計画案を策定している。さらに、2024年1月には、「改善改革会議」を設置して計画に対する監視や助言を行うこととし、その後の競技部における適切な指導（学生支援）のあり方も含め、ガバナンス改革の進捗について確認するなど、再発防止に地道に取り組んでいる。

追評価結果において重大な問題として指摘を受けていた点に関し、人事が特定の役員によって恣意的に行われていた点については、人事の透明性の確保に向けた体制を整えつつあるものの、今後は新たな体制のもと着実に実施していく必要がある。理事会及び理事等の業務執行状況を適切にチェックする体制の構築については、各種規程等を整備し、改善に取り組んでいるが、実際の運用は、今後も確認する必要がある。理事会をチェックする体制を含め、実質的に機能する新しいガバナンス体制を構築して、実効性のある具体的な改善策を求めたことについても、ガバナンスを含め制度上の改善が見られ、実際の運用面についても、改善が認められる。

一方で、今回の評価においては、以下のような課題が見受けられる。まず、内部質保証について、体制は整いつつあるものの、各学部等が行った点検・評価の結果に基づく改善・向上については、内部質保証の推進主体である「全学内部質保証推進委員会」（以下「全学質保証委員会」という。）による支援が十分でないため、全学的なマネジメントのもと、内部質保証システムを有効に機能させ、改善・向上に結びつけることが求められる。また、教職課程の自己点検・評価については速やかに公表する必要がある。次に、教育においては、3つの方針について、一部の学部・研究科において適切な方針を定めておらず、是正又は改善が必要である。なお、学位の全学的な運用方法についても検討が望まれる。また、単位の実質化を図る措置として、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、除外科目を設けていることから、履修登録単位数が多い学生が散見される。さらに、学位授与方針に示す学

習成果の把握・測定について、学部・研究科ともに適切な測定・把握に至っていないため、全学的に改善が求められる。学生の受け入れについては、一部の学部・研究科で定員管理に課題があるため、是正又は改善されたい。そのほかにも、一部の研究科において、大学院固有のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施していないため、改善が求められる。

当該大学においては、学生の意見を採り入れた教育改善や学生の自主性を育む活動、社会連携・社会貢献に注力しており、特色ある取り組みが見られる。まず、学生が教育改善に関するテーマを検討する「学生FD CHAmiT」では、学生が意見を出し合い、大学に求めることを学部単位で提案書にまとめ、学生・教員・職員の三者で協議したうえで、学生への回答書を作成し、授業等の改善に学生の意見を採り入れており、優れた取り組みといえる。また、学生が発案した正課外の活動を支援する「自主創造プロジェクト」は、地域連携や他学部の学生との交流にもつながっており、総合大学の強みを生かして積極的に取り組んでいることは高く評価できる。さらに、産学官連携・地域貢献として、「産官学連携知財センター」（NUBIC）と工学部が協働し、産官学連携機関との連携のもと、福島県郡山地域の企業が抱える課題の把握・課題解決に取り組み、製品化に結びつけるなどの成果にもつながっており、全学的な仕組みのもとで地域社会のニーズに応じて研究成果を社会に還元していることは、優れた取り組みといえる。

当該大学では、本協会による大学評価（認証評価）の結果を踏まえ、大学の運営体制を抜本的に改革し、新たにガバナンス体制を構築するとともに内部質保証システムの改善に取り組んできた。ガバナンス体制を刷新し、新たな学長のもとで健全な大学運営に向けて取り組んでいる途中であり、整備した体制・仕組みの効果を検証しつつ、取り組みを継続することが望まれる。そうした検証も含め、今後は大学全体の点検・評価、改善・向上のプロセスを機能させ、上記の問題点だけでなく、自主的な点検・評価によって課題等を明らかにして、改善・向上に取り組むとともに、多くの特色ある取り組みを発展させることで、更なる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

「目的および使命」として「日本精神にもとづき 道統をたつとび 憲章にしたがい 自主創造の気風をやしなひ 文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに 寄与すること」「広く知識を世界にもとめて 深遠な学術を研究し

心身ともに健全な文化人を「育成すること」を定めている。また、大学院の目的として「高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている。法科大学院（専門職学位課程）では、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を目的として定めている。なお、現在の社会状況に即応し、総合性を発揮することを目的として新しい理念を検討し、2007年に「自主創造」を教育理念として掲げている。また、2016年に「自主創造」を踏まえて、育成する人物像を明らかにするとともに、学生が備えるべき能力や姿勢を示すために「教育憲章」を制定している。

これらの「目的および使命」などを踏まえ、学部・学科及び研究科・専攻それぞれで教育研究上の目的を定めている。例えば、法学部では「法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する」と定めている。そのうえで、同法律学科では「社会全般に対する広範な知識をもとに、自ら問題を摘示する能力、いわゆるリーガルマインドと称される論理的思考能力、問題解決能力を身につけ、グローバル化が進み、価値観が多様化する現代社会の中で生起する様々な問題に対して、一定のルールに従い解決する能力を発揮することができる人材を養成する」と定めている。

以上のことから、大学の目的等を適切に設定し、学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的を設定している。ただし、学部・学科又は研究科・専攻によっては、大学の目的と教育研究上の目的の関連性が不明瞭であるため、一貫性のある目的を定めることが望まれる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

「目的および使命」、大学院の目的及び法科大学院（専門職学位課程）の目的を学則に定めている。また、学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的についても学則に定めている。

これらの目的は、学則をホームページに掲載することで、社会に対し公表している。また、学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的については、学生向けには、履修要覧や全学共通教育科目である「自主創造の基礎」の授業、「FDガイドブック：ラーニングガイド」、オリエンテーションなどで周知している。ただし、大学院においては、大学院要覧に「目的および使命」を示していない研究科（経済学研究科、商学研究科、歯学研究科）や「教育憲章」を示していない研究科（商学研究科、理工学研究科）があるなど、研究科によってばらつきがあ

るため、全学的な改善が望まれる。教職員に対しては、教職員便覧、「FDガイドブック：ティーチングガイド」等で周知している。

以上のことから、「目的および使命」等を学則に定め、社会に公表している。ただし、大学院学生に対する周知については改善が望まれる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

「中期計画検討委員会」を中心に中期計画を検討し、2020年度に「中期計画【令和3年度～令和8年度】」（以下「中期計画」という。）及び「中期計画（令和3年度～令和8年度）工程表」を策定している。

この中期計画は、「教学に関する基本方針」と「管理運営の基本方針」に基づき策定している。例えば、「教学に関する基本方針」には、「『学びの質とその水準』を保証することを究極の目的とし、日本大学教育憲章に基づき、学生が成長するための様々な教育活動を実践すること」「教育の基盤となる時代に即した国際的水準の研究活動を展開する」ことを掲げ、「教育の質保証」「全学的な教学マネジメントの確立」「学位プログラムとしての大学院教育の確立」などの項目ごとに施策を明示している。また、計画の確実な実行に向けて計画期間等をロードマップで示した「中期計画（令和3年度～令和8年度）工程表」を活用して、事業計画を策定・実行するとともに、事業報告において進捗状況の確認・検証を行い、次年度以降の計画に反映している。財源措置については、当該部科校ごとに適切な資金計画であることを確認したうえで承認を得るなど、現実的かつ具体的な資金計画を策定している。これらは、私立大学ガバナンス・コードの対応と関連させながら、「中期計画検討委員会」を中心に本部の関連部署と連携しながら推進している。なお、2023年には、新体制の発足に伴い、理事長・学長のもと、新たに策定した「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」に基づき中期計画の修正を行っている。

中期計画の「管理運営の基本方針に基づくアクションプラン」において、適正な管理運営体制の早期実現を掲げ、組織の適正化及び透明化を推進すること、内部監査制度及び内部通報制度の充実等により内部統制を強化することなどを示しており、前回の大学評価（認証評価）の結果（追評価の結果を含む）での指摘を中期計画に反映している。なお、上記の基本方針には、社会や学外関係団体からの信頼の回復を掲げ、その1つとして、認証評価における適合判定の状態へと早期に回復することを示している。

以上のことから、大学の目的や各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画を設定している。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めることを目的として、2021年に「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進規程」を制定している。

同方針では、内部質保証に関する基本的な考え方を「教育研究及び管理運営等における企画・設計及び運用の状況について、継続的に自己点検・評価を行い、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、恒常的に改善・改革に努め、質の向上を図り、本学の教育研究等の諸活動が適切な水準にあることを保証すること」としている。

内部質保証の基本的な手続を「全学レベル、各組織（教育研究及び管理運営等に係る全ての組織）レベル及び教員レベルにおける活動の企画・設計及び運用について、継続的に自己点検・評価を行い、その結果に基づき、各組織レベル及び教員レベルでPDCAサイクルを機能させるとともに、全学レベルでのPDCAサイクルを有機的に連携させるシステムを構築することにより、内部質保証を実現するものとする」としている。具体的には、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「全学質保証委員会」を置き、学部等における内部質保証の推進に責任を負う組織として「学部等内部質保証推進委員会」（以下「学部等質保証委員会」という。）を各学部等に置いている。さらに、「全学質保証委員会」のもとに「企画検討部会」を設置し、「全学質保証委員会」の任務に関する事項について、企画・立案、設計及び調整等を行うこととしている。

また、2021年に「全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務」を策定し、「全学質保証委員会」と「学部等質保証委員会」等の任務を定めている。具体的には、自己点検・評価活動、FDやスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動及びIR活動について「全学自己点検・評価委員会」や「学部等自己点検・評価委員会」から結果の報告を受けて活動内容を把握することや自己点検・評価及び認証評価の結果を中心に改善・改革すべき事項について検証し、FD・SD活動及びIR活動等と連携しながら改善・改革を推進するなどの任務について定めている。さらに、「内部質保証に関する方針（概念図）」「内部質保証に関するPDCAサイクル図（教学）」において、内部質保証の方針や手続について図示している。

「内部質保証に関する方針」「内部質保証推進規程」及び「内部質保証に関するPDCAサイクル図（教学）」等は、いずれも学部等に文書にて通知するとともに、学内システム「事務の友」にて教職員間で共有しているほか、方針と規程

の制定後には、学長による説明会や講演会も実施している。また、学外にはホームページを通じて公表している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、学内で共有するとともに学外にも公表している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、副学長、常務理事、学務部長のほかに学長が推薦する若干名で構成する「全学質保証委員会」を置き、委員長は学長指名としている。同委員会は、「大学の内部質保証の推進に関する事項」「大学の自己点検・評価活動に対する運営支援、検証及び改善指示に関する事項」「大学の認証評価に関する事項」及び「その他大学の内部質保証に関する事項」を任務としている。また、「全学質保証委員会」のもとに「企画検討部会」を設置し、副学長が部会長を務め、学務部長のほか、学部等からの推薦された者のなかから、文系教員、理系教員、医歯薬系の教員等で構成し、自己点検・評価結果の検証、認証評価の結果の指摘事項に対する改善計画及び改善の進捗状況並びに改善結果の検証、FD・SD活動の検証等を行い、「全学質保証委員会」に報告することなどを任務としている。「全学質保証委員会」は、「企画検討部会」から受けた報告について、大学全体の管理運営に係る視点も含めて全学的な観点で検証したうえで、改善事項については、本部及び学部等に改善を指示するとしている。

学部等の内部質保証を推進する組織として当該学部等の専任教職員若干名をもって構成する「学部等質保証委員会」を置いており、「学部等の内部質保証の推進に関する事項」「学部等の自己点検・評価活動に対する運営支援、検証及び改善指示に関する事項」及び「その他学部等の内部質保証に関する事項」を任務としている。

一方、自己点検・評価の実施体制として、全学レベルの自己点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」が企画・実施し、「学部等自己点検・評価委員会」が実施する自己点検・評価の諸事項について調整を図っている。

学部等における組織レベルの点検・評価は「学部等自己点検・評価委員会」が、教員レベルの自己点検・評価は「FD推進センター」が担う体制としている。また、教職員の能力向上に努め、教育の質向上を図るためのFD・SDを実施する組織として「FD推進センター」に加えて「全学SD委員会」を置いている。さらに、IRを実施する「全学IR委員会」、内部質保証及び自己点検・評価等の活動を支援する事務組織として「大学評価室」を設置している。

以上のように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制及び自己点検・評価に取り組む体制を全学レベル・学部等レベルそれぞれで設けて質保証体制を構

築している。なお、「内部質保証推進規程」によると、「学長は、全学質保証委員会からの全学内部質保証結果を真摯に受け止め、改善に取り組むものとする」としているため、項目③で後述するとおり、全学的な内部質保証システムを有効に機能させるためにも、学長のリーダーシップ（指揮・監督）のあり方を明確にすることが望ましい。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

2016年に教育理念「自主創造」を明確化し、育成する人間像を明示し、実効性のある教学施策を具体化していくための方針として、全学共通の3つの方針に代わる「教育憲章」を制定している。「教育憲章」では、育成する人間像を「日本大学マインド」として定義し、「日本の特質を理解し伝える力」「多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力」「社会に貢献する姿勢」の3つを掲げ、これに必要な能力を定めている。この「教育憲章」の制定に伴い、学士課程では「教育憲章」を起点とした学部・学科等の教育研究上の目的を示し、「教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループ」において、学位プログラムごとの3つの方針を見直した。特に、学位授与方針においては、「教育憲章」に示した能力に整合するよう、各学部の専門性に合わせて策定している。一方、博士前期課程及び博士後期課程では、各研究科において3つの方針と「教育憲章」との整合性についての検討や見直しを行っているが、その成果が明確でないため、大学院全体で「教育憲章」を踏まえた方針を策定することが望まれる。

全学的な自己点検・評価活動は、「自己点検・評価規程」に基づき、「全学自己点検・評価委員会」が年度ごとに策定した「自己点検・評価実施計画」に基づき実施している。全学的な自己点検・評価の実施については、「全学自己点検・評価委員会」が決定し、点検・評価項目に基づき、本部の各所管部署及び「学部等自己点検・評価委員会」が自己点検・評価を実施している。現在の内部質保証体制のもとでは、2022年度の自己点検・評価が初めての実績であり、その結果を「日本大学の現況と課題—全学自己点検・評価報告書 2022」としてとりまとめ、ホームページで公表している。

「学部等自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の結果を当該学部等の長、「学部等質保証委員会」及び「全学自己点検・評価委員会」へ報告することとし、「学部等質保証委員会」は、自己点検・評価結果を検証し、「学部等単位の改善事項」を抽出して「改善事項に対する改善の方向及び方策」「改善達成時期」及び「改善担当部署等」を改善策として策定し、当該学部等の長へ報告するとともに、「学部等単位の改善事項」については、担当部署へ改善を指示している。

このように、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「全学質

保証委員会」を位置づけているが、「学部等自己点検・評価委員会」で実施した自己点検・評価の結果に基づく改善は、主として各学部の「学部等質保証委員会」が担当部署に改善を指示して取り組んでおり、各学部等の点検・評価の結果から全学的な課題を抽出するには至っていない。そのため、全学的な内部質保証の仕組みにおいて「全学質保証委員会」が各学部等のPDCAサイクルを有効に機能させるための改善支援（マネジメント）のあり方を検討・確立し、連携を明確にしたうえで全学的な内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。

点検・評価における客観性、妥当性の確保については、「内部質保証推進規程」において、「内部質保証体制の適切性を検証するために、外部有識者の意見を求めることができる」と定めており、認証評価を含めた外部評価を受けることで適切性や機能性を検証することとしている。全学レベルでは、本協会の大学評価（認証評価）を受けており、学部レベルでは、2021年度から2023年度までにはほとんどの学部において「学部等質保証委員会」や「学部等自己点検・評価委員会」で実施方法を検討したうえで外部評価を実施し、その結果を教育の質保証の推進に活用しているとしている。ただし、研究科レベルの実施状況については、研究科ごとに差異はあるが、質保証の客観性を確保するためにも、外部評価の実施とその成果を公表することが望ましい。

行政機関や認証評価機関からの指摘への対応について、設置計画履行状況等調査における指摘に対し、本部の学務部学務課が中心となり、該当する学部等と連携して対応することとしている。例えば、2021年度及び2022年度に収容定員の増加に伴う学則変更を行った際に、工学部及び通信教育課程における複数の学部では、定員未充足について遵守事項の指摘を受けており、工学部生命応用化学科では改善している。一方、認証評価機関からの指摘への対応については、総評に記載したとおり、2017年度の本協会による大学評価（認証評価）結果での指摘事項への改善に取り組み、2021年度の追評価を申請するに至っている。また、追評価結果において不適合の判定となった事由であるガバナンス体制・機能の問題については、「10（1）大学運営」にて後述するように、管理運営体制の刷新に取り組んでいる。ただし、新たなガバナンス体制を機能させている途中であり、更には2023年度以降、競技部における薬物事件や授業料等の不正徴収等の事案が発覚し、対応と再発防止に取り組んでいる最中であるため、質保証の一環としてこれらの事案に真摯に対応することを求めたい。

以上のように、上述した一連の事案への対応は進行中であり、また、新たな体制のもとでも不正事案が発覚していることから、内部質保証が十分に機能しているとはいいがたく、内部質保証システムの再構築にも取り組んでいるが、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学質保証委員会」による「学部

等質保証委員会」等との連携や全学的なマネジメントが不十分であるため、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則に定められている教育研究活動等の情報については、ホームページで公表している。ただし、教員が有する学位及び業績について、ホームページの研究者情報システムに「学位」欄や「研究活動情報」欄を設けているが、学位については未掲載の教員が散見されるなど、情報にばらつきがあるため、法令で求められている情報を適切に公表するための取り組みを全学的な内部質保証の推進の一環として実施するよう望みたい。

自己点検・評価の結果は、「全学自己点検・評価報告書」として公表しているほか、過年度に改善が必要と自己評価した事項については、その後の改善状況を「改善結果報告書」としてまとめ、いずれもホームページにて公表している。しかし、教育職員免許法施行規則によって義務づけられている教職課程の自己点検・評価の公表については、2024年度の前期にホームページにて公表する予定とされていたが、点検・評価方法の見直し等を行ったことから、未だ各学部等で点検・評価を実施している段階である。教職課程の自己点検・評価の公表については、2022年度に義務化されていることから、早急に対応するよう改善が求められる。

財務状況については、事業報告書等を各学部等で閲覧できる環境を整えとともに、ホームページで公表し、学内においては学内広報誌や「学報」により周知・公表している。

その他の諸活動の状況等については、ホームページに中期計画や年度ごとの事業計画書のほか、理事会、評議員会及び「学部長会議」の議事録（要旨）や理事長、学長の業績評価等を公表している。

なお、教育情報等の公表にあたっては、情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制を構築しており、例えば、自己点検・評価の結果の公表については、学部等から大学全体に至るまで、各「自己点検・評価委員会」で段階的に精査することによって、正確性及び信頼性の担保に努めている。また、財務情報については、独立監査人（監査法人又は公認会計士）及び監事の監査を受けたうえで「監事監査報告書」を付して公表しており、正確性及び信頼性の担保に努めている。このように、それぞれ複数回の点検を常態化することにより、公表する情報の正確性及び信頼性を担保している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しているが、教職課程の自己点検・評価の公表については

改善が求められる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価に関し、全学的に実施する自己点検・評価の基準において「点検・評価」「内部質保証」の項目を設定して取り組んでいる。また、本協会の大学評価（認証評価）を受けることを通じて、第三者による内部質保証システムの適切性の評価を受ける機会としている。

内部質保証システムの改善に取り組んだ事例として、2021年に現在の内部質保証体制を構築したことにより、内部質保証システムの適切性の点検・評価については、「全学質保証委員会」を中心に取り組んでいる。新たな内部質保証体制の構築に伴い、2022年に「自己点検・評価規程」を改正している。この改正によって、内部質保証を推進する組織と自己点検・評価を行う組織の役割・任務を明確化したことに加え、全学的な自己点検・評価活動の実施を3年周期から1年周期へと見直すとともに、自己点検・評価を行う委員会組織のスリム化等の改善につなげている。また、これに伴い、「内部質保証に関する方針」「内部質保証に関する方針（概念図）」及び「全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務」の一部変更を行っている。今後は、今回の大学評価（認証評価）の結果を踏まえて、内部質保証体制の仕組みや機能について改めて検討し、更なる改善・向上に努め、実質的な質保証に取り組んでいくことが望まれる。

以上のように、内部質保証システムの適切性の点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、今後も継続的に検討を行うことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「全学内部質保証推進委員会」を位置づけているが、「学部等自己点検・評価委員会」で実施した自己点検・評価の結果に基づく改善は、主として各学部の「学部等内部質保証推進委員会」が担当部署に改善を指示して取り組んでおり、各学部等の点検・評価の結果から全学的な課題を抽出するには至っていない。そのため、全学的な内部質保証の仕組みにおいて「全学内部質保証推進委員会」が各学部等のPDCAサイクルを有効に機能させるための改善支援（マネジメント）のあり方を検討・確立し、連携を明確にしたうえで全学的な内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。
- 2) 教育職員免許法施行規則で公表が求められている教育情報のうち、教職課程の

自己点検・評価を公表していないため、早急に対応し、公表するよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

「目的および使命」、教育理念及び「教育憲章」に従い、自主的に「学び、考え、道をひらく」人材を養成するために、人文科学、社会科学、自然科学にわたる多彩な分野の教育研究組織を設置している。「目的および使命」に示す「日本精神」や「道統」といった大学特有の概念については、本部の広報課において、学祖や創立についての講演を実施することを通じて学生に説明している。なお、「精神文化研究所」や「教育制度研究所」が「日本精神」や「道統」を探究していたが、いずれも活動を休止している。

学問の動向や社会からの要請を受け、学部・研究科の新設・改組を行い、学士課程第一部に 16 学部 95 学科（うち 10 学科は募集停止）、学士課程第二部に 1 学部 1 学科、大学院に 21 研究科、修士・博士前期課程 65 専攻（うち 1 専攻は募集停止）、博士・博士後期課程 66 専攻、専門職学位課程 1 研究科 1 専攻を設置している。くわえて、本部及び各学部等に 34 の付置研究所や研究センターを設置している。さらに、歴史的に貴重な史料や特色ある資料を所蔵する資料館や博物館も多数設置している。これらの学部・研究科・付置研究所等のうち、例えば、文理学部生命科学科と生物資源科学部バイオサイエンス学科、文理学部体育学科とスポーツ科学部競技スポーツ学科、理工学部、生産工学部及び工学部の機械工学科、文理学部と理工学部の数学科及び物理学科、歯学部歯学科と松戸歯学部歯学科、歯学研究科と松戸歯学研究科、文理学部情報科学研究所と商学部情報科学研究所のように、一部は類似の名称となっており、学問領域の区別が難しいため、社会に対して明確に説明することが望まれる。

以上のように、多彩な学部・学科、研究科・専攻・課程及び付置研究所等を設置し、広範な学術領域の教育研究組織を概ね適切に整備しているが、社会に対して相違点や関係を明確に説明することが望まれる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育組織の適切性について、全学的な点検・評価を行い、必要な改編等を検討する組織として、従前は本部に「教学戦略委員会」を設置していたが、同委員会は 2022 年 9 月に廃止しており、同年 10 月に教学関係の委員会の連携や調整を担

当する組織として本部に「教学推進センター」を設置しているが、全学的な教育組織の点検・評価を行って組織改編等を検討する会議体は未定のままとなっている。このような組織のあり方について、「全学質保証委員会」が「学務委員会」に検討を指示したところ、「学務委員会」の所管部署である学務部から、同委員会では検討が困難なため、大学執行部で検討するよう要望があったことから、本件については「全学質保証委員会」から大学執行部へ上程することとしている。

一方、学部等の発意による教育組織の改編は、学部等が本部の学務部に事前に相談し、学長が当該学部に対して必要な指示をした後、学部等が教授会等で審議し、常務理事会を経て理事会で決定している。例えば、生物資源科学部では、志願者の動向と社会的な要請を分析し、2023 年度に学科の改編を実施している。なお、2024 年に、教学全般に関する企画及び戦略を検討・立案する「教学企画戦略委員会」を学長直轄の委員会として設置し、各学部の教員が同委員会の委員となっており、学長の教学マネジメントを発揮できる体制の整備に取り組んでいる。

研究組織の検証と改組は、学長の諮問機関である「研究委員会」が定期的に適切性を検証して改善に取り組み、リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度の導入をはじめ、全学的な組織や事業の見直し・改善に取り組んでいる。

以上のように、学術的な進歩や社会の変化に対応すべく、各学部・研究科等において改善・向上に取り組んでいるが、全学的に教育研究組織の適切性を点検・評価する主体が未定であることから、その役割を担う組織を明確にするとともに、全学的な内部質保証システムのもとで点検・評価を行い、推進主体である「全学質保証委員会」の改善支援のもと、教育研究組織の改善・向上に取り組むことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部では、学位ごとに「教育憲章」の8つの能力に連関づけて学位授与方針を定めている。例えば、法学部では、「法学部（学士（法学））の卒業の認定に関する方針」において、「教育憲章」の能力である「豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる」に対応する能力として「社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる」ことを定めている。なお、理工学部、生産工学部及び工学部では、学位授与方針とは別に「学修・教育目標」を設定している。例えば、理工学部土木工学科では「心身ともに健全な文化人を養成する」「土木工学のどの分野にとっても必要な基礎能力を身につけた土木技術者を養成する」「進路に、より適した応用能力を身につけた土木技術者を養成する」「伝統を引き継

ぎ、社会で多面的に活躍する実践的な土木技術者を養成する」ことを設定している。これらの学部においては、学位授与方針と「学修・教育目標」の違いや関係性を学生にわかりやすく説明することが望まれる。

大学院では、研究科又は専攻ごとに学位授与方針を定めている。例えば、医学研究科では、学部と同様に「教育憲章」の能力に関連づけて8つの項目を定めており、「『豊かな知識・教養に基づく高い倫理観』生命の尊厳を畏敬し、責任ある医療を実践するための医の姿勢を理解し、倫理的原則に基づいた医学研究を實踐できる」などと定めている。一方、スポーツ科学研究科、生物資源科学研究科及び獣医学研究科は、「教育憲章」の大分類である「自ら学ぶ」「自ら考える」及び「自ら道をひらく」の能力に対応した学位授与方針を定めている。また、経済学研究科及び商学研究科では、「教育憲章」に示す能力に加え、より専門性の高い能力を身につけることを定めている。理工学研究科博士前期課程、危機管理科学研究科、総合社会情報研究科及び法務研究科では、「教育憲章」を独自に要約して再定義し、それに基づき学位授与方針を定めている。文学研究科、総合基礎科学研究科及び国際関係研究科では、「教育憲章」とは独立した学位授与方針として定めている。ただし、大学院では、各専攻の分野に応じて授与する学位に加えて、全ての研究科において学術の学位が授与できることを学則で定めており、実際には、理工学研究科のみ運用しているとのことだが、当該研究科では、学術の学位に対応した方針を定めていないことに加え、複数の専攻で工学又は理学の学位を授与することを方針に示しているものの、これらの学位に対応した方針も定めていない。くわえて、法学研究科博士前期課程、同博士後期課程、新聞学研究科博士前期課程、生物資源科学研究科博士後期課程の方針においては、学術の学位を授与することを学位授与方針に明示しているものの、各専攻の分野に応じた学位と学術の学位それぞれに応じた方針を定めていない。このように、学術の学位について、大学としてどのように運用するのかが明確になっていないことから、その運用方法を明確にするとともに、授与する学位ごとに学習成果を明示した学位授与方針を定めるよう大学院全体で改善が求められる。

これらの学位授与方針は、各学部・研究科のホームページや履修要覧、シラバス等で周知・公表している。

以上のことから、学部では授与する学位ごとに学位授与方針を定めているが、研究科については改善が求められる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部全体の教育課程の編成・実施方針として、「教育憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の授業科目を各能力に即して

体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施することを定め、これをもとに授与する学位又は学科ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。また、同方針に基づく体系的な科目配置と実施方針に示す授業形態の組み入れを履修系統図や授業科目配置表で示している。一部の学部では、ナンバリングで科目の難易度を表している。例えば、法学部法律学科では、「法律学科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針」において、「法律専門機関科目から法律専門展開科目への系統的学修を軸として、共通・総合科目の並行的学修も合わせて推奨する」ことなどを明示し、科目群の体系、ゼミ形式科目と講義科目との関連性を履修系統図によって示している。

大学院では、研究科又は専攻ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、医学研究科では、「コースワークとリサーチワーク（講義、演習、実習等）を適切に組み合わせた体系的な授業形態を組み入れた4年間の教育課程を通じて、主科目及びその関連分野における深い学識と独創的な研究を行うことができる能力を身に付け、研究成果を海外に発信できる十分な能力と資質をもつ者を養成する」ことなどを定めている。また、理工学研究科博士前期課程では、「修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身に付け、専門的知識・応用力を修得するため、各専攻に授業科目を系統的に履修できるように置くとともに、自らの専門領域に関連する領域の授業科目も履修できるようにする。併せて、特別研究（研究指導科目）を置き、研究課題に応じたその専門的な研究を通じて自らの専門領域における基盤から先端までの専門的知識や技術を修得する」ことなど定めている。さらに、経済学研究科博士前期課程では、前述の学位授与の方針に対して、「博士前期課程においては、各コースにおける専門科目を体系的に学修することにより、以下のような人材を養成することを目的」とし、「経済学及びその関連分野において深い学識を備え、博士後期課程に進学し、研究者を目指すに十分な資質と能力をもつ者」などとしている。なお、履修系統図が未整備の研究科や履修系統図に相当する内容が「授業科目一覧」や「各科目コンピテンス対応表」などさまざまな形式で示していることから、全学的な改善が望まれる。

学部と研究科ともに、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との一貫性の確保を図っていることは理解できるものの、全体的に養成する能力についての記載になっている傾向があるように見受けられる。この点に関し、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考えについては、履修系統図や授業科目配置表において示しているとのことだが、学習者が主体的に学ぶための道しるべとして同方針と一体的に定め、公表しているとはいいいがたいものが多いため、同方針との関係性や活用方法等をわかりやすく周知することが望まれる。

さらに、一部の学部・研究科では、教育課程の編成・実施方針を適切に定めることが必要である。例えば、医学部医学科では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示しておらず、大学院では、教育課程の編成又は実施に関する考え方のいずれかを明示していない研究科が散見される。また、文学研究科中国学専攻等においては、博士後期課程の方針に編成に関する基本的な考え方を示しておらず、同専攻博士前期課程の方針内に示しているとのことであるが、課程ごとに明示するよう改善が求められる。くわえて、文学研究科国文学専攻では、博士前期課程及び博士後期課程で1つの方針を設定していることから、学位課程ごとにこれを定めるよう是正されたい。なお、学位授与方針と同様に、法学研究科等では複数の学位を授与しているものの、それぞれの学位に応じた方針を定めていないため、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めることが求められる。

これらの教育課程の編成・実施方針を学部・研究科ともにホームページや履修要覧、シラバス等で公表している。

以上のことから、学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているが、一部の学部・研究科の方針については是正又は改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学則において、学年や学期、単位の定義、成績の判定基準、卒業・修了要件などを規定している。

学部では、学位授与方針に示す学習成果の修得のために適切な授業期間や卒業要件単位数の設定を行い、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に基づき、教養教育と専門教育とのバランスを考慮して科目を配置している。例えば、法学部では、全学共通教育科目、共通科目、総合科目、外国語科目、体育・健康科目、専門基幹科目、専門展開科目、専門演習関連科目に分類し、科目群ごとに「教育課程の編成及び実施に関する方針」と年次進行を示す履修系統図、履修モデルを示している。また、同政治経済学科国際政治経済コースなどの一部のコースではあるが、履修系統図の科目に関連する学位授与方針を併記している。このように、専門分野の学問体系を考慮して教育課程を編成し、学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当としている。いずれの学部も科目ごとのシラバスで各科目と学位授与方針との連関を示しているが、理工学部については、履修系統図が前述の「学修・教育目標」と紐づいている。さらに、通信教育部では、履修系統図が教育研究上の目的に紐づいているため、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に基づいた科目系列の配置を明確にすることが望まれる。

研究科については、例えば、法学研究科は、博士前期課程及び博士後期課程ともに、専攻ごとに授業科目を基幹研究科目、展開科目、文献研究、演習科目、研

究指導に分類し、それぞれの修得単位数の要件を示している。また、文学研究科、総合基礎科学研究科、経済学研究科、危機管理学研究科、スポーツ科学研究科及び理工学研究科では、履修系統図、履修の流れ図、履修モデルのいずれかを示している。なお、生産工学研究科については、履修系統図を大学院便覧に記載していないため、学生へ周知することが望まれる。

法務研究科の授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分類している。科目の開講形態は、講義科目、演習科目及び実務科目に大別している。これらを組み合わせて、教育課程の編成・実施方針に掲げた「法曹に必要な学識及び能力を培う理論的かつ実践的な教育を内容とし、事例研究又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法による授業」に即した科目配置になっていると認められる。また、「企業法務ロイヤーをめざす」や「市民生活に密着した法曹をめざす」といった5つの履修モデルを示している。

以上のことから、概ね教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているが、一部の学部・研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づく体系的な教育課程の編成や科目系列の配置について、明確に示すことや学生に対する周知の仕方の改善が望まれる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学則において「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する」ことを定めるとともに、講義・演習、実験、実習及び実技の定義を定め、学習内容に応じて柔軟に授業が実施できるようにしている。

学部では、学生の主体的な学習を促すため、さまざまな教育方法を用いた授業を展開している。例えば、全学共通教育科目である「日本を考える」では、日本の歴史・文化・社会・自然・環境等のテーマに関し、他学部の学生との議論を採り入れた授業を行っている。また、さまざまな学部の学生が受講できるよう、同時双方向型のオンライン授業としている。

単位の実質化を図る措置として、1年間又は各学期に履修登録できる単位数の上限を設けている。また、事前・事後学習を促すため、例えば、経済学部と経済学研究科のシラバスに「学生へのメッセージ（事前・事後学習の内容など）」欄を設け、事前・事後の学習内容を示しているほか、商学部では、授業ごとに「（事前学修：1時間）シラバスを確認し、授業の目的、概要、到達目標、授業の進め方について確認する。（事後学修：1時間）授業内容との関連が予想される内容について、自身でインターネットやデータベースを用いて調べる」といった具体的な内容をシラバスに記載している。

履修登録単位数の上限設定に関し、上限緩和措置や除外科目を設定している。

具体的には、教職課程科目や資格取得科目を履修登録単位数の上限に含めない科目として設定しており、当該科目を履修している学生に対しては、多くの学部でオリエンテーションやガイダンス、履修指導や履修相談を実施している。特に、経済学部、芸術学部、理工学部、生物資源科学部では、成績や履修情報等をもとに個人面談を行っている。また、成績優秀者に対する履修登録単位数の上限緩和を行っている理工学部と工学部では、クラス担任による指導を行っているほか、2021年度の追評価で付された提言への対応として、上限緩和措置の対象者に対する検証を継続的に行い、適切性を検証しているが、理工学部では、緩和措置の条件を満たす学生数の割合が高いため、条件の適切性を検討することが望まれる。このように、履修登録単位数の上限設定や履修指導等を行っているものの、一部の学部においては、教職課程科目や資格取得科目を履修する学生の単位数は高くなっており、単位の実質化を図る措置として十分でないため、改善が求められる。

大学院については、多くの研究科で大学院要覧に学位取得までの指導方法と内容、スケジュールを示しており、学生が主体的に学べるよう工夫している。法務研究科では、双方向での授業に加え、模擬裁判などのロールプレイやケーススタディ等の具体的な事例を用いた演習を行っており、実務的能力の向上を目指した教育方法を採用している。ただし、芸術学研究科博士前期課程の研究指導計画については、研究方法の明示が希薄であるため、研究指導内容の記載を充実させるよう改善が望まれる。

以上のことから、学部・研究科ともに、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているものの、一部の研究科の研究指導計画については改善が望まれる。また、一部の学部における単位の実質化を図る措置については改善が求められる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価については、学則に「学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる」と定めている。また、試験について、平常試験・定期試験・追試験及び再試験があることを定めている。なお、試験以外のその他の方法で査定している科目には、例えば、全学共通教育科目の「自主創造の基礎」や「日本を考える」があるが、いずれもガイドラインにおいて評価方法を定めている。また、理工学部では、学期ごとに試験等の実施に関する調査を実施し、実態を把握している。学部及び研究科では、科目ごとにシラバスで成績評価の基準や方法を示している。例えば、商学部と商学研究科のシラバスでは、「成績評価の方法」の欄に輪読の発表、ディスカッションの状況、期末課題レポートごとに評価に占める割合を示し、発表や作成資料（課題）に対して、その都度教員から評価（形成的評価）を

フィードバック（コメント）することなどを明示している。

卒業要件及び修了要件については、学則及び学部要覧等に明示している。研究科では、学位審査及び修了認定の方法や手続を大学院要覧に示している。例えば、法学研究科博士後期課程では、「所定の年限（修業年限3年）在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与」するとし、うえて、「大学院法学研究科学位論文に係る評価に当たっての基準」を定めて、「満たすべき水準」や審査体制・審査方法を示している。ただし、生産工学研究科建築工学専攻博士前期課程では、特定の課題についての研究の成果の審査基準を定めていないため、これを定めるよう是正されたい。

学位授与について、学部では、学科会議、「学務委員会」等を経て、各学部の教授会で審議し、研究科では、「大学院分科委員会」で審議し、いずれも最終的に学長が決定しており、適切な責任体制のもとで手続を行い、学位を授与している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を学部と研究科による決めに基づいて行っているものの、特定課題研究の審査基準を定めていない研究科があるため是正されたい。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に示した学習成果の把握について、学部では、成績データとしての修得単位数やGPA、卒業論文・卒業研究、卒業率、資格・免許の取得状況及び進路状況等でその把握に努めている。なお、歯学部と法学研究科では、各要覧にアセスメント・ポリシーを記載し、学生に周知・共有している。

2023年度から「教育憲章」を起点とした体系的な教育を検証・評価することを目的にアセスメント・テストを全学部で導入している。ただし、このアセスメント・テストでは、「教育憲章」に定めた一部の能力の測定・把握にとどまっておらず、各学部等で定めている学位授与方針に示した学習成果の測定・把握とはなっていない。なお、その他の方法と組み合わせた多角的な評価が必要と認識していることから、各学部において検討を進めている。具体的には、商学部では、「IR委員会」を設置し、恒常的に学習成果の達成度の検証に取り組んでいる。また、危機管理学部、スポーツ科学部、工学部及び薬学部では、アンケート形式の自己評価を組み合わせた試みを実施している。歯学部では、アセスメント・ポリシーを定め、共用試験（CBT・OSCE）等の結果を用いて学習成果の測定に取り組んでいる。一方、文理学部、国際関係学部、生産工学部、生物資源科学部、通信教育部では、上記のアセスメント・テストによる測定・把握にとどまっている。

また、法学部、芸術学部、医学部、松戸歯学部では、科目単位での測定・把握にとどまっている。経済学部は、独自の「学修認定制度」を設けているが、学位授与方針に明示した学生の学習成果との関係が不明瞭である。さらに、理工学部では、「総合演習」を「卒業達成度評価科目」と位置づけ、記述試験で学習成果の測定・把握を試みているが、記述試験のみでは把握できない項目への対応が課題である。総じて、測定・把握方法とそれぞれの学位授与方針に定める学習成果との連関は不明瞭である。

研究科については、授業アンケートや学位論文の指導・審査の過程で学習成果の測定・把握に努めているものの、それらの評価方法・指標と学位授与方針に示した学習成果との連関は不明瞭である。そのため、学部・研究科ともに、学位授与方針に示した学習成果を適切に測定・把握するよう改善が求められる。

なお、現在、「教学企画戦略委員会」を中心に、学位授与方針に示す学習成果の測定方法だけでなく、「教育憲章」の見直しを踏まえた検討を開始している。

以上のことから、全学的に学生の学習成果の把握・評価に努めているものの、評価指標と学習成果との連関は不明瞭であるため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程の適切性に関する点検・評価については、「自己点検・評価規程」に基づき、本部及び学部等を対象に全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を「全学質保証委員会」が検証し、全学的に取り組むべき事項について改善を指示している。2022年度に実施した全学的な自己点検・評価の結果における改善事項としては、全研究科における履修系統図の必要性についての検討が挙げられる。

「全学質保証委員会」から改善指示を受けた本部の「学務委員会」は、各研究科長に対して現状や問題点等についての調査を行い、現在、策定の必要性について検討を進めている。具体的には、「学務委員会」が全研究科に対して「大学院研究科における履修系統図に関する調査」を実施し、その結果、履修系統図の策定が不要と回答した研究科（商学研究科、国際関係研究科、工学研究科、歯学研究科、薬学研究科）について、「全学質保証委員会」は「学務委員会」で検討していくよう指示している。

上記の全学的な点検・評価とは別に、「FD推進センター」が各学部・研究科において実施している「学生による授業評価アンケート」の調査項目に全学共通の調査項目を設けて実施・分析及び公表等を行っており、その結果を学部間等で共有するとともに、全学的な教育改善策を講じるための検討過程への一助としている。また、薬学部では、「FD委員会」が所管となり、授業評価アンケートを実施して、「授業改善計画報告書」を集約し、全教員にその内容を共有している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

法務研究科に「教育課程連携協議会」を設置し、法曹実務に携わる有識者などを委員としており、同協議会を法令に沿って構成している。同協議会を毎年度開催し、法律実務基礎科目の内容及び実施方法について意見を受けるとともに、当該研究科の教育課程、協定を結んだ大学との法曹養成連携教育の状況、司法試験の結果、入学試験の状況等について報告を受け、情報を共有している。

同会議の活動内容については、ホームページにおいて「設置及び趣旨」「審議事項」「構成員」を公表している。

以上のことから、教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させている。

<提言>

改善課題

- 1) 学位授与方針について、法学研究科博士前期課程、同博士後期課程、新聞学研究科博士前期課程、生物資源科学研究科博士後期課程、理工学研究科情報科学専攻博士前期課程、同博士後期課程、同物質応用化学専攻博士前期課程、同博士後期課程、同量子理工学専攻博士前期課程及び同博士後期課程では、授与する学位ごとに同方針を設定していない。また、全ての研究科において、学術の学位を授与することを学則で定めているものの、実際にはその運用方法は明確でない。そのため、学術の学位の運用方法を明確にするとともに、授与する学位ごとの学習成果を明示した方針を適切に定めるよう改善が求められる。
- 2) 教育課程の編成・実施方針について、医学部医学科では、編成に関する基本的な考え方を示していない。法学研究科博士前期課程、同博士後期課程、新聞学研究科博士前期課程、生物資源科学研究科博士後期課程、理工学研究科情報科学専攻博士前期課程、同博士後期課程、同物質応用化学専攻博士前期課程、同博士後期課程、同量子理工学専攻博士前期課程及び同博士後期課程では、授与する学位ごとに同方針を設定していない。また、文学研究科国文学専攻博士後期課程、同社会学専攻社会学コース博士後期課程、同社会学専攻社会福祉学コース博士後期課程、危機管理学研究科修士課程、獣医学研究科博士課程及び総合社会情報研究科博士後期課程では、編成に関する基本的な考え方を、文学研究科社会学専攻社会福祉学コース博士前期課程、同心理学専攻博士後期課程、国際関係研究科博士前期課程、スポーツ科学研究科修士課程、理工学研究科博士後期課程、生産工学研究科博士前期課程及び同博士後期課程では、実施に関

する基本的な考え方をそれぞれ示していない。さらに、経済学研究科博士前期課程、国際関係研究科博士後期課程では、編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、教育課程の編成・実施方針を適切に定めるよう改善が求められる。

- 3) 医学部、歯学部、松戸歯学部及び薬学部を除く各学部では、単位の実質化を図るため、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めているものの、教職課程科目や資格取得のための科目を除外科目としており、当該科目を履修する学生の履修登録単位数が多くなっている。これらの学生に対して、ガイダンスでの履修指導などを行っているものの、単位の実質化を図る措置としては不十分であるため、単位制度の趣旨に照らして改善が求められる。
- 4) 学習成果の測定・把握について、学部では、アセスメント・テストによって「教育憲章」に示す能力の把握に努めているものの、一部の能力の測定にとどまっており、各学部等で定める学位授与方針に示した学習成果の測定には至っていない。また、当該テストのほかに、各学部において授業評価アンケートや資格試験の合格率等を用いて測定・把握に努めているものの、いずれも評価指標と学位授与方針に示す学習成果との連関は不明瞭である。くわえて、研究科においても、授業評価アンケートや学位論文審査の過程で学習成果の測定・把握に努めているが、評価指標と学位授与方針に示した学習成果との連関は不明瞭である。そのため、学部・研究科ともに、学位授与方針に示した学習成果を適切に測定・把握するよう改善が求められる。

是正勧告

- 1) 文学研究科国文学専攻の教育課程の編成・実施方針について、博士前期課程及び博士後期課程で1つの方針を設定しているため、学位課程ごとにこれを定めるよう是正されたい。
- 2) 学位論文の審査基準について、生産工学研究科建築工学専攻博士前期課程では、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができることを学則で定めているものの、特定課題研究の審査基準を定めていないため、これを定めるよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部・学科及び研究科・専攻・課程ごとに、学生の受け入れ方針を定めている。多くの学部では、「教育憲章」及び教育理念に基づき定める学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針のもと、入学時に必要な能力を示した学生の受け入れ方

針を定めている。ただし、「基礎学力を有し、知的好奇心が旺盛で、修得した科学的知識・技術を活かし社会に貢献したいという意欲のある人」など、具体的な内容を示していない学部も散見される。特に、文理学部では、学部全体の学生の受け入れ方針に加えて、各学科でも同方針を定めており、入学前の学習歴、学力水準、能力を明示している学科がある一方、これらを明示していない学科（史学科、国文学科、体育学科及び化学科）があるため、文理学部として各学科の同方針を適切に定めるよう検討することが望まれる。大学院においても、入学前の学習歴、学力水準、能力を明示していない研究科・課程（新聞学研究科博士前期課程、同博士後期課程、文学研究科史学専攻博士後期課程、同国文学専攻博士前期課程、同博士後期課程、同中国学専攻博士前期課程、同博士後期課程、同ドイツ文学専攻博士後期課程、同社会学専攻博士前期課程、同博士後期課程、総合基礎科学研究科相関理化学専攻博士前期課程、同博士後期課程、商学研究科博士前期課程、芸術学研究科博士前期課程、生物資源科学研究科博士後期課程及び総合社会情報研究科博士前期課程）があるため、これらを適切に示すことが望まれる。さらに、文学研究科については、博士前期課程及び博士後期課程で1つの方針を設定している専攻があるため、学位課程ごとにこれを定めるよう是正されたい。

各学部及び研究科の学生の受け入れ方針は、ホームページや入学案内等を通じて志願者をはじめとする学内外の関係者に示している。なお、全学的には「入学者受入れの方針」という表記で統一しているが、一部の学部では「入学者受け入れの方針」「入学者受入方針」「入学者に関する受入方針」「入学者の受入れに関する方針」等と表記に精粗があることから、全学的に見直すことが望まれる。

以上のことから、各学部・研究科等において学生の受け入れ方針を概ね適切に定めているものの、一部の学部・研究科においては、入学前の学習歴、学力水準、能力を明示することが望まれる。また、学位課程ごとに方針を定めていない研究科があるため是正されたい。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

各学部・学科は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等、社会人選抜、自己推薦選抜、外国人留学生選抜、帰国生選抜、校友子女選抜（2025年度入学者選抜より「校友枠選抜」に変更）の入学者選抜方法の中から、それぞれの学生の受け入れ方針に適合する選抜方法を採用している。このうち、社会人選抜については、法学部第二部のみ採用している。また、医学部では、2022年度から地域枠選抜を採用している。

学生募集の方法、授業料等、各種奨学金等の情報は、募集要項及びホームページ「入試インフォメーション」で公表している。くわえて、学部独自の取り組み

として、例えば、理工学部では、バーチャルオープンキャンパスサイトやSNSでも入試に関する情報を発信している。学校推薦型選抜（指定校制）では、一部の出願要件を「指定学校別に定めた学習成績」としており、主に外部機関がまとめた高等学校別の進路状況の指標等を参考に基準を設定している。また、学校推薦型選抜（日本大学競技部）や学校推薦型選抜（日本大学競技部トップアスリート）の出願要件は「本部競技スポーツ部」に問い合わせる必要があると示しているものの、全学的に明確なルールを設けていなかったことから、2025年度の入学者選抜から選考や判定に関するガイドラインを定めて実施要項を制定し、競技実績に関する要件は「競技スポーツ運営委員会」が、学業に関する要件は各学部等が定めることで明確化している。

入学者選抜の内容や運営体制は、各学部を設置する「入学試験管理委員会」等の入学者選抜を管理・運営する委員会が検討し、本部にも「入学試験管理委員会」を置き、学部の委員会を統括している。本部の「入学試験管理委員会」は、「一般選抜の出題・評価方針」と「入学試験におけるミス等の防止等」を定めており、試験の実施前と試験当日に第三者による問題点検を義務づけて出題ミスの早期発見に努めている。試験の実施前の第三者による問題点検では、機密漏えい防止に関する覚書を締結する等のセキュリティ対策を講じている。なお、障がい等のある志願者への合理的な配慮ややむを得ない事由により受験できなかった志願者への対応策も整備している。

2018年に発覚した医学部の一般入試に関する指摘を受けて、2019年に「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」を制定し、募集要項等に記載のない得点調整等を行わないことを明示し、学部長を除く教職員で構成する「入学試験管理委員会」等を各学部を設置したほか、入学者選抜ごとに責任者を明確にした体制を整備し、合格判定基準及び合否ラインを明記し、「合格予定者」「追加合格候補者」「不合格者」の各順位を示した表を作成している。

以上のとおり、入学者選抜の運営体制を学部・学科及び研究科・専攻ごとに整備し、本部にこれらを統括する「入学試験管理委員会」を設置して、公正な入学者選抜を行う体制を整備している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学者選抜の合格を判定する段階から、大学及び大学院等の設置等に係る認可の基準や私立大学等経常費補助金の交付基準等に基づく定員管理に努めている。

学部については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部・学科がある。一方で、医学部、歯学部及び松戸歯学部においては、入学定員に対する入学者数比率は概ね適切に管理し

ているものの、休学者及び成績不振者による原級留置等が生じているため、教員に相談しやすい環境を整えるなどの支援に取り組んでいるが、収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっている。そのため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

研究科については、在籍学生数が収容定員の半数を下回っているところが複数存在しており、人文科学系の博士後期課程に多く見られる。入学試験方法の見直しや広報活動の強化などの改善に取り組んでいるものの、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があるため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。

以上のことから、適切な定員管理に向けた取り組みを行っているものの、一部の学部については是正されたい。また、研究科においても改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れに関する適切性の点検・評価について、2022年度に構築した内部質保証システムのもと、全学的な取り組みとして「自己点検・評価規程」に基づき、本部及び学部等を対象に全学的な自己点検・評価を実施し、その結果については「全学質保証委員会」で検証し、全学的に取り組むべき事項について改善を指示することとしている。

一方で、こうした点検・評価とは別に、入学者選抜の志願者情報を収集・分析し、「入学志願者・合格者の実態調査報告」をとりまとめ、学生の募集活動に活用している。また、「入学試験問題検討委員会」を設け、個別の試験問題について、出題内容、難易度、出題形式、出題数と試験時間、問題冊子及び解答用紙の体裁、レイアウト、注意事項等について検討し、「入試問題の検討結果報告書」としてとりまとめ、次年度の問題作成に活用している。さらに、広報活動の早期化や志願者の減少傾向に対処するため、入学希望者に対する説明の機会の増加や出願を促す対策に取り組んでいる。

以上のことから、学生の受け入れについて、さまざまな改善に取り組んでいるものの、定期的な点検・評価活動としては十分とはいえない。また、全学的な点検・評価に基づく改善活動の実績はないことから、今後は、各学部等の点検・評価の結果から伸ばすべき点や課題を見つけ、「全学質保証委員会」の全学的なマネジメントのもとで改善・向上につなげることが望ましい。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科博士前期課程で 0.43、

商学研究科博士前期課程で 0.23、同博士後期課程で 0.10、経済学研究科博士後期課程で 0.28、理工学研究科博士後期課程で 0.23、生物資源科学研究科博士後期課程で 0.19 と低くなっているため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。

是正勧告

- 1) 文学研究科の学生の受け入れ方針について、哲学専攻及び国文学専攻では、博士前期課程及び博士後期課程で 1 つの方針を設定しているため、学位課程ごとにこれを定めるよう是正されたい。
- 2) 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、工学部生命応用化学科で 0.75 と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、法学部法律学科（第二部）で 0.73、工学部生命応用化学科で 0.75 と低く、医学部医学科で 1.02、歯学部歯学科で 1.03、松戸歯学部歯学科で 1.09 と高くなっているため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

求める教員像と教員組織の編制方針に関して、それぞれ「教員規程」及び大学・学部等の「教員組織編制方針」を定めている。具体的には、「教員規程」に求める教員像を「学識経験に富み、研究に忠実で、師表として教育業績、研究業績を有し、かつ積極的に大学運営活動等に参画し、広く社会に貢献しうる者」と定めている。また、「教員組織編制方針」に大学全体で教員組織を編制する際に考慮すべき項目として、「専任教員数の遵守」「教員の構成」「教育効果に配慮したクラス編成」「専任教員の授業負担」「教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化」「教員人事の適切性・透明性」「教員の資質向上」「教員組織編制の適切性の検証」を示している。

「教員規程」及び「教員組織編制方針」は、学内システム「事務の友」を通じて学内で周知・共有するとともに、ホームページで学外にも公表している。

以上のことから、求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明確に示している。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

専任教員数については、各学部・学科及び研究科・専攻の教育課程を編成する

にあたり、大学及び大学院設置基準で求められている教員数を満たしている。また、学部等が定める「教員配置計画書」に基づく専任教員数を満たしている。

各学科・専攻には、各学位課程の目的に即した学位、経歴、専門分野、研究業績等を有する教員を配置している。学士課程の主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当している。大学院の担当教員は、研究科ごとに「大学院研究科資格審査基準」等を策定して、これを満たす教員を配置している。法科大学院においては、法令に基づき実務家教員を配置し、理論と実務の架橋を図る教育に取り組んでいる。

教員組織の年齢構成に関する明確な基準は設けていないが、後継者の育成を促すとともに、さまざまな人材を登用している。例えば、文理学部では「ダイバーシティ推進委員会」を設け、「文理学部ダイバーシティ推進宣言」及び「文理学部ダイバーシティ推進ガイドライン」を制定し、中枢的・指導的なポストへ女性を積極的に登用することや若手女性研究者の支援に取り組んでいる。

専任教員の配置は、理事会が策定した基本方針に従って学部等がそれぞれの「教員配置計画書」を策定し、それらに基づいて理事会が最終決定している。2024年度及び2025年度は、法人が各学部等の意向を広く聴取して教員配置数に上限を設けないこと、学部等が策定した教員組織編制方針に基づき、将来の社会情勢に対応した教育課程編成を見据えた計画とすること、各学部等の中・長期的な収支バランスの維持・改善を考慮することに基づいて教員配置計画を策定している。この手続に沿って教員組織や委員会等を編制しており、教員組織等については各学部等のホームページに公表している。

教員と職員が役割を分担し、それぞれの責任を明確化して協働・連携するよう促している。また、科目によって教員の授業時間の基準を規定し、過度な授業負担とならないよう配慮している。例えば、商学部においては、専任教員の人数や構成は「人事委員会」、クラス編成や授業負担は「学務委員会」及び「科目担当者会議」、教員の役割分担は「学務委員会」「科目担当者会議」「学科会議」及び「総合教育部会」、教員の資質向上に向けた取り組みは「FD委員会」が中心となって検討・運営している。

また、授業の補助を担うティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）やスチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）を配置し、授業の準備、進行のサポートや片付け、その他試験実施の補助業務等を担っている。

以上のことから、全学的な基本方針及び大学・学部等における「教員組織編制方針」等に基づき、法人、学部・研究科の教員、職員の意見を採り入れながら、専門分野ごとの教員組織を適切に編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用や昇格は、「教員規程」等の定めや基準に従って、教授会での資格審査を経て、学長が決定している。教員の募集と採用は、学部の特徴に応じて公募制や推薦制などの方法で行っている。教員の昇格は、「昇格審査基準」等に基づき求める能力及び資質等を確認している。例えば、法学部の「人事委員会」は、各学科等の主任を委員として構成し、「教員規程」やその他の規程等に則り、法令で必要な教員数や専門領域のバランスを維持することに配慮し、計画的に教員を採用している。また、教員採用計画を共有して、教員間の連携を図っている。

同様に、法務研究科でも、採用や昇任については、審査会を設置し、法曹養成課程の教員としての人格、識見、熱意、教育の能力と実績、研究業績や実務経験、学会等の社会活動等を審査し、任用等の可否を「大学院分科委員会」で審議し、最終的には本部の手続を経て決定している。また、授業科目と担当教員の適合性は、「人事委員会」が所管し、「学務委員会」と「運営委員会」を経て、「大学院分科委員会」で審議し、判断している。

以上のことから、公正な基準に則り、複数の会議体による審議を得て、教員の募集、採用、昇任を適切に行っている。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

教員の教育能力の向上、教育課程の改善、授業方法の改善のために「FD推進センター」を設置し、FD活動を支援している。「FD推進センター」では、教育活動に係る調査・分析、説明会・ワークショップを開催しており、例えば、新任教員を対象に「新任教員FDワークショップ」を実施し、教育理念や「教育憲章」等に関する講演のほか、シラバス作成に関するワークショップを実施している。さらに、全学的な組織として「全学FD委員会」を設置するとともに、各学部等にも「FD委員会」を設けている。くわえて、教員自身の自己点検・評価による教育改善のPDCAサイクルを構築するために、ティーチング・ポートフォリオ（TP）の導入も含め検討を重ねており、2024年度は一部の学部で導入している。しかし、教育改善に関するFDについて、文学研究科、総合基礎科学研究科及び歯学研究科では、学部でのFD活動を研究科の取り組みとして扱っており、その取り組みにおいて大学院教育の改善に資するものは行っていないことから、大学院固有のFDを適切に実施するよう改善が求められる。

教育改善に向けたFDとは別に、研究活動や社会貢献の活性化や資質向上のために、産学連携やリスクマネジメントに関する研修会、学術研究助成金や研究助成制度の整備、研究成果発表会等の学部連携による研究活動支援や「産官学連携知財センター」による受託・共同研究の推進に取り組んでいる。独自の特別研究助成の期間終了後には、外部資金の獲得状況を調査し、その結果に基づいて次年

度以降の助成金額を見直し、研究活動の活性化を図っている。また、研究成果に関する業績評価の実施や表彰、研究費給付額の増額等のインセンティブの付与を通じて研究意欲の向上を図っている。ただし、教育改善以外の研究や社会貢献に関する研修会については、教員の参加率が極めて低いため、より多くの教員が受講できるよう改善策の検討が望まれる。

特色ある取り組みとして、学生・教員・職員が一堂に会して教育について意見交換し、理解を深める機会として「学生FD CHAmiT」を開催していることが挙げられる。この取り組みでは、学生自身が受ける教育の質やその改善について関心を持つよう促すとともに、学生同士で話し合った内容を「学部への提案書」としてまとめ、それを踏まえて各学部で学生と協議を行ったうえで「学生への回答書」として理想の学部に向けた学生からの提案・意見への対応を公表している。このような取り組みから、施設の整備や実務的な教育の充実などの教育改善につながっており、教育の改善・向上に学生からの意見を取り入れる仕組みを組織的に機能させていることは高く評価できる。

授業の補助者として配置しているTAに対しては、各担当教員や教務課が授業開始前にガイダンス等を行い、業務の内容や授業補助を行ううえで必要となる事項について説明を行っている。

以上のことから、学生の意見を取り入れながら教員の資質向上と教員組織の改善に取り組んでいる点は評価できる。ただし、一部の研究科においては、大学院固有のFD活動を行うよう改善が求められる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性について、全学的な取り組みとして「自己点検・評価規程」に基づき、本部及び学部等を対象に全学的な点検・評価を実施し、「全学質保証委員会」は、本部及び学部等における自己点検・評価の結果を検証し、全学的な改善を指示している。例えば、2022年度の点検・評価の結果、本部の学務部及び人事部に対して「教員組織編制方針」をホームページ等で公表するよう指示し、改善に取り組んでいる。

上記の点検・評価とは別に、「全学質保証委員会」は「FD推進センター」が毎年度提出する「FD活動報告書」を検証し、改善を提言している。また、「教員組織編制方針」に「教員組織編制の適切性の検証は、定期的に点検・評価する」ことを明記しており、本部の学務部及び人事部は、次年度の予算編成時に大学及び大学院設置基準への適合性を確認し、学生数や財務状況を総合的に勘案して教員配置を計画し、採用等の実施を確認している。なお、基幹教員制度の導入など法令の改正に伴う教員人事制度の見直しを検討する際には「教員組織編制方針」

についても適切性の点検・評価を行う予定としている。

以上のことから、教員組織の適切性を年度ごとに点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているが、今後は、「全学質保証委員会」の全学的なマネジメントのもと、各学部等が実施した点検・評価の結果から全学的に伸ばすべき点や課題を見つけ、同委員会による改善支援のもと、「学部等質保証委員会」と連携して改善・向上を図ることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 学生・教員・職員が一堂に会して教育について意見交換し、理解を深める機会として「学生FD CHAmiT」を開催しており、学生自身が受ける教育の質やその改善について関心を持つよう促すとともに、話し合った内容を「学部への提案書」としてまとめ、それを踏まえて、各学部で学生・教員・職員の三者で協議を行ったうえで「学生への回答書」として理想の学部に向けた提案や意見への対応を公表している。このような取り組みから、施設の整備や実務的な教育の充実などの教育改善につながっており、教育の改善・向上に学生からの意見を採り入れる仕組みを組織的に機能させていることは評価できる。

改善課題

- 1) ファカルティ・ディベロップメントに関し、文学研究科、総合基礎科学研究科及び歯学研究科では、大学院固有のFD活動を行っていないため、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針を「多様な個性を持つ学生一人ひとりが心身ともに健康で、充実し、かつ安全な学生生活を送り、学修に専念できるように、また、自主創造の理念に基づき主体的に進路を選択し、希望する職業に就けるよう生活支援、経済支援、正課外活動支援、就職支援を中心とした総合的支援を行う」ことと定めている。また、「障がい学生支援に関する基本方針」を定め、障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方や障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制などを明示している。

学生支援に関する方針は、ホームページを通じて広く社会に公表しており、学内に対しても諸会議等を通じて周知している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示し、ホームページ等により広く社会に公表している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援体制として学生担当の副学長を任命しており、本部には「学生生活委員会」及び「就職委員会」を設置し、各支援の決定や情報共有などを行っている。

修学支援については、学部等が責任主体となって補習教育や補充教育を実施しており、例えば、生産工学部では「アカデミックアドバイザールーム」を設置して、学習相談の体制を整備している。学生の自主的な学習を促進させるため、例えば、理工学部の「未来博士工房」では、複数の工房を設けることで、学生の主体性を引き出し、活発な活動を促している。留学生に対しては、独自の奨学金制度や授業料減免制度を設けており、経済面以外にも留学生を対象としたガイダンスなどによって支援している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援ガイドライン」に基づき、点訳・墨訳、教材テキストのデータ化などの支援を行っている。成績不振者に対しては、各学部で個別面談等を行っており、経済的な支援が必要な者や学業優秀者に対しては、独自の奨学金を設け、学生専用ポータルサイト等で周知している。

生活支援については、学生の悩み相談の場として、各学部「学生支援窓口」、本部に相談対応窓口を設置している。また、教職員を初級カウンセラーとして認定する「インターカー認定制度」を設けている。ハラスメントに関しては、「人権侵害防止ガイドライン」及び「人権侵害防止規程」を定め、人権侵害に関する救済及び問題解決に取り組んでいる。学生の心身の健康、保健衛生及び安全の配慮は、主に保健室で対応している。

進路支援については、各学部の特色を踏まえたキャリア教育を行っており、例えば、生産工学部では、キャリアデザイン教育やインターンシップを行っている。また、主に1年次を対象とした「働くとは」についてのガイダンスを実施するとともに、3年次に業界研究、企業研究なども実施している。就職支援の取り組みについては、多くの専任の就職スタッフを配置するとともに、地方での就職を希望する学生のサポートにも注力している。

その他の支援について、2022年からは全学生を対象として、社会の第一線で活躍している著名な文化人を講師とした「理事長・学長セレクト講座」を開催している。また、特色ある取り組みとして、学生が発案した正課外の活動を支援する「自主創造プロジェクト」が挙げられる。このプロジェクトは、「『自ら学ぶ、自ら考える、自ら道をひらく』能力を実践の場を通じて高めるとともに、学部間

交流を通じて多様性に対する気付きを与え、自らの学修をより深化させるための一助とすること」を目的としており、この活動を通じて他学部の学生との交流を持ちながら、文化の進展を図るプロジェクトや持続可能な開発目標（SDGs）に取り組むプロジェクトなどを支援している。プロジェクトの終了時には、参加学生は成果報告書を提出するとともに、優秀な活動については活動内容の発表や運営委員会による表彰なども行っている。この取り組みは、専門分野が多岐にわたる総合大学の特性を生かしながら、教育理念「自主創造」の実現に資する取り組みとして高く評価できる。

一方で、2023年度のアメリカンフットボール部における薬物事件を踏まえ、競技スポーツにおけるガバナンスを明確にすることを目的として2024年4月に「競技スポーツセンター」を設置し、学生支援や違法薬物の蔓延防止等に取り組んでいる。引き続き、「改善改革会議」から示された改善改革計画に基づき、競技スポーツに係るガバナンスを更に強化していくことが強く望まれる。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき必要な体制を整備し、概ね適切に支援を行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価に関し、全学的な取り組みとして「自己点検・評価規程」に基づき、本部及び学部等を対象に全学的な点検・評価を実施し、「全学質保証委員会」は、その結果を検証し、全学的な改善を指示している。例えば、2022年度の点検・評価の結果、本部の学生部に対してボランティア活動の活性化のために必要な支援に取り組むことや学生への情報提供の方法を検討するよう指示し、改善に取り組んでいる。

上記の全学的な点検・評価とは別に、修学支援・生活支援については、「学生生活委員会」、進路支援については、「就職委員会」が中心となって改善活動に取り組んでいる。例えば、「就職委員会」では、合同企業研究会・就職セミナーについて、低学年にも積極的に周知することで参加学生数を増やすなどの改善を行っている。また、自主的な改善活動として、学生からの要望を踏まえたサークルスタジオ内の空気環境の改善、学食の席数を補う目的でのキッチンカーの導入、学食の営業時間の延長、他学部の学生との交流の場の設定などを行った。そのほか、「自主創造プロジェクト」に関して、他学部の学生とマッチングしやすくする工夫や障がい学生への合理的配慮に係る迅速な支援に向けて申請様式の見直しなどの改善を行っている。

以上のことから、学生支援について、「学生生活委員会」及び「就職委員会」が中心となってさまざまな改善活動に取り組んでいるものの、各委員会での定期

的な点検・評価活動としては十分とはいえない。今後は、新たに構築した内部
質保証体制のもと、定期的な点検・評価に取り組み、その結果に基づき、「全学
質保証委員会」が支援し、改善・向上を図ることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 学生が発案した正課外の活動を支援する「自主創造プロジェクト」では、他学
部の学生と交流を持ちながら、文化の進展を図るプロジェクトや持続可能な開
発目標（SDGs）に取り組むプロジェクトなどを支援している。参加学生は、
プロジェクトの終了時に成果報告書を提出するとともに、優秀な活動に対する
表彰等も行っている。この活動を通じて、他学部の学生と協働しながら「自ら
学ぶ、自ら考える、自ら道をひらく」能力を身につけており、専門分野が多岐
にわたる総合大学の特性を生かしながら、教育理念「自主創造」の実現に資す
る取り組みとして評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方
針を明示しているか。

教育研究等環境の整備に関する方針に関し、「教育憲章」を具現化するために
理事長が任期中に取り組む基本方針である「管理運営の基本方針」及び学長が任
期中に取り組む基本方針である「教学に関する基本方針」において、関連する項
目を定めている。例えば、「管理運営の基本方針」では、「安全安心なキャンパ
スの実現・維持」、「教学に関する基本方針」では、「デジタル技術を駆使した
教育の推進」や「学生が安心して学べる環境の整備」などの項目を設け、教育研
究活動に関して環境や条件を整備するために学術情報の整備や社会への発信力の
強化を掲げている。

「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」は、学内システム「事
務の友」に掲載し、大学の方針として周知・共有している。また、これらの方針
をホームページにも掲載し、学外にも公表している。なお、「全学質保証委員会」
において、包括的な「教育環境等の整備に関する方針」を策定しており、今後の
公表を予定しているため、これを適切に実施するとともに、学内で共有すること
が期待される。

以上のことから、教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、学内外に周
知・共有している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

学問領域が多岐にわたる多くの学部・研究科を擁していることから、原則として1つのキャンパスに1つの学部（研究科を含む）を置いている。なお、危機管理学部及びスポーツ科学部については、2つの学部（研究科を含む）を1つのキャンパスに置いている。

各キャンパスは広域に分散して立地しているが、全てのキャンパスにおいて、開設している教育課程の種類、学生数、教員数等の組織規模等に応じた大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、講義室や実験・実習室、運動場等の教育研究に必要な施設及び設備を整備している。また、医学部、歯学部、松戸歯学部、生物資源科学部及び薬学部を設置していることから、教育研究に必要な施設として、付属病院、付属家畜病院、農場、演習林、臨海施設及び薬用植物園を設けている。なお、校舎等の耐震化率については、ホームページに公表し、老朽化及び耐震化に伴う校舎の建替えや変化する教育研究内容に対応すべく、施設・設備を新設するなどキャンパスの整備を進めている。

安全衛生については、「安全衛生管理規程」に基づき、学部ごとに「安全衛生委員会」を設置するとともに、総括安全衛生管理者を置き、「学生生活委員会」「営繕・管財委員会」「安全衛生委員会」「防火・防災対策委員会」等の組織が役割を分担しながら協議を行い、安全衛生管理や危険防止と疾病の予防、健康の保持・増進を図っている。防火・防災については、「防火防災管理規程」に基づき、「防火・防災対策委員会」が中心となり、毎年の自衛消防訓練の実施や防災備蓄品の購入及び管理等を行い、災害時に備えている。

バリアフリーへの取り組みとしては、新築工事等においては、行政官庁との協議のもと、学部等の実情を考慮し、可能な限りバリアフリーの整備を計画している。既存の建物や施設においては、文部科学省等の実態調査によって現状を把握し、改修工事等の立案に生かしている。

「教学に関する基本方針」に掲げている「デジタル技術を駆使した教育の推進」の実現として、2024年度から全学共通のLMSを順次導入することを決定している。全学で共通のLMSを使用し、教学情報の収集・分析基盤（D-CAS）と連携することで、それぞれの学生に合わせた「オーダーメイド型サポート」の実現を目指している。また、ネットワーク環境については、全キャンパスのネットワークを統合した「日大WAN」を構築しており、回線の増強等を計画的に行い、無線アクセスポイントの増設等、学生の利便性及びセキュリティの向上を図っている。ただし、一部のキャンパスでは、Wi-Fiが利用できない教室が残されている。

情報セキュリティの対策については、「情報教育・情報ネットワーク管理運営

委員会」の議を経て、理事会において、新たなセキュリティ対策等の基本計画を承認している。その計画のもと、情報セキュリティ関連の規程を整備・適用し、全学で継続的な情報セキュリティレベルの維持・向上を図っている。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、学部・研究科によってはパソコン教室や自習スペース、グループ学習室等を設置しているほか、授業の収録システムを導入して講義の動画の視聴を可能にすることで、自主的な学習を促進している。くわえて、情報倫理の確立については、「情報管理宣言」を策定し、構成員に配付する各種印刷物等に掲載するなどして周知を図るとともに、情報の漏えいや紛失等を防ぐことを目的としたリーフレットを毎年度作成し、学生及び教職員に配付している。学生に対しては、学部で独自の「情報セキュリティガイドライン」を策定するなどの取り組みのほか、学部要覧や大学院要覧において情報の取扱いについて周知している。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

「図書館規程」に基づき、大学の附属機関として、図書館を置き、本部及び各学部等に所在する分館をもって構成している。本部及び分館には、教育研究の推進に資するため多数の図書、学術雑誌、電子ジャーナルを所蔵している。

全ての分館に図書館司書（司書補）の資格を有する職員・スタッフを配置し、学術情報サービスを提供している。開館時間は、分館ごとに異なるが、土曜日・日曜日も含めて長時間にわたり開館している。各分館の閲覧室の座席数については、学生数を考慮した数を確保し、さらに、自宅・学外からも電子ジャーナル等にアクセスできる環境を構築している。

それぞれの分館では、各学部の「図書委員会」が中心となって、当該学部の専門分野に特化した図書、学術雑誌、電子資料等を選定し、学生が希望する図書も購入している。また、ホームページを開設し、利用案内、イベント情報、各種蔵書検索サービスなどについて詳細に掲載している。

図書館の共有化を促進するため、各分館が所有する図書や雑誌等の学術情報及び電子ジャーナルや電子書籍、データベース等の電子情報の整備・充実を図っている。また、学術的に価値が高い資料を所蔵しており、所蔵情報をホームページなどで社会に向けて発信している。外部機関が提供する学術コンテンツ及び他図書館とのネットワークの整備状況については、大学図書館等の総合目録データベースと図書館間相互貸借サービスを活用して、目録所在情報を整備し、自館の蔵書検索や他大学との図書館間相互貸借サービスに役立てている。

全学共通図書館システムを導入し、学内の蔵書検索や貸出し・文献複写等のサービスが利用できる環境を整備している。また、ホームページの図書館のページに、全学で利用可能な「オンラインデータベース・電子ジャーナル一覧」を掲載し、学術情報へのアクセスを可能としている。

キャンパスごとの各分館において計画・実施している学生選書ツアー・展示POPの作成・読書会・研究成果等のポスターコンペティションなどの図書館サービスやイベントなどに学生が主体的に関わっており、学生と協働して図書館の運営に取り組んでいる。

以上のように、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、適切に機能している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する基本的な考えについては、「教学に関する基本方針」に「教育基盤となる研究の推進」を示し、「独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元」「社会変化に対応可能な研究基盤の再構築」「社会の信頼を得る持続可能な研究体制の整備」を掲げ、それぞれの具体的な施策を示している。例えば、「独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元」において、「今後重要視される独創的・先駆的研究分野の開拓」や「知的財産に基づく研究及び産官学連携研究の推進」に取り組むことを示している。これらの方針に基づき、教育研究活動を支援する環境を整備し、教育研究活動の促進を図っている。

専任教員への研究費については、「学術研究助成規程」「学術論文出版助成規程」及び各学部等の「研究費給付規程準則」や内規等に基づいて支給している。主な研究費の種別としては、特別研究、学術研究助成金、若手研究者助成金などの研究助成に加えて、学部独自の研究費等がある。なお、研究費等に関する相談窓口をキャンパスごとに設けており、学内のみならず、科学研究費助成事業をはじめとする外部からの研究助成等についても対応している。

外部資金獲得のための支援としては、外部資金の公募情報の提供や過去に科学研究費助成事業に採択された研究計画調書を閲覧できる環境を整備するとともに、科学研究費補助金の審査委員経験者によるアドバイスを受ける機会を設けるなどの取り組みを実施している。また、学部等においても、科学研究費助成事業への申請及び採択に伴う学内研究費の増額措置や科学研究費補助金の審査経験者や採択経験者による外部資金獲得に関する説明会の開催、科学研究費補助金のアドバイザーによる査読や面談による研究計画調書の作成支援などを行っている。

研究室については、多くの学部で助教以上の専任教員に個人研究室又は共同研究室を整備している。個人研究室には、ネットワーク環境を整備し、情報検索や

論文執筆のための環境を整えている。

研究時間については、各教員の授業コマ数の調整により、研究時間が確保できるよう配慮しているほか、「専任教職員海外派遣規程」を定めて、研究に専念できる機会の確保に努めている。また、独自に専任教員の海外派遣制度やサバティカル制度を設けている学部もあり、新設の学部を除いては、概ね活用されている。

教育研究への人的支援としては、「6 教員・教員組織」で既述したように、学部等で独自にTA、RA（リサーチ・アシスタント）、SA、GSA（グラデュエイト・スチューデント・アシスタント）、PD（ポスト・ドクトラル・フェロー）等の制度を設けている。

以上のように、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理の確立に向けて、「研究倫理ガイドライン」「公正な研究活動の推進に関する内規」及び「研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」により行動規範を定めている。また、「研究不正行為防止宣言」を学内外に広く周知することで、研究不正に対する基本姿勢を明らかにし、不正行為の抑止力向上を図っている。

研究費の不正使用を防止すべく、「研究費等運営・管理内規」「研究費等運営・管理要項」及び「研究費等の取扱いに関する内規」等を定め、ルールの一貫性や責任体系の明確化を図っている。また、これらに則った研究費の執行を促すため、「研究費の取扱い手引き」を作成し、教職員に配付・周知している。さらに、「研究費不正使用防止計画」に具体的な行動計画を定めている。

研究倫理教育の実施にあたっては、専任教員を対象に、文部科学省が推奨するeラーニングプログラム（APRIN）を導入し、大学院学生に対しては、外部機関のテキストを用いた学習を実施している。また、コンプライアンス教育については、「研究費不正使用防止ハンドブック」を教材としたビデオ講習を実施し、受講後に理解度を確認している。さらに、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講者には、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求めている。学部学生に対する研究倫理教育については、「FDガイドブック：ラーニングガイド」に必要事項を記載し、学生に配付するとともに、全学共通教育科目「自主創造の基礎」において説明している。

生命倫理の遵守に関しても、「遺伝子組換え実験実施規程」「動物実験実施規程」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」などの規程を整備するとともに、本部と各学部各種委員会を設置して審査を行っている。そのほか、産官学連携の推進に伴うリスクマネジメントへの対応にも取り組んで

いる。

以上のように、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価について、全学的には「自己点検・評価規程」に基づく本部及び学部等を対象とした点検・評価を実施し、その結果を「全学質保証委員会」で検証している。2022年度の点検・評価結果においては、「教育研究等環境の整備に関する方針」の策定やネットワーク環境の整備を改善事項とし、本部の総務部、管財部、学務部及び研究推進部に改善を指示し、2024年度のうちに取り組む予定としている。このうち、「教育研究等環境の整備に関する方針」については、2024年10月に「学部長会議」で承認し、公表に向けた取り組みを進めている。

上記の点検・評価とは別に、年度ごとの事業報告において、事業計画に示した事項の進捗状況及び予算執行状況等を確認し、事業の適切性を検証している。そのほか、本部において給付する研究費については「研究委員会」で点検・評価を実施し、ICT環境については「情報教育・情報ネットワーク管理運営委員会」のもとに設置する専門委員会を通じて教職員の意見を聴取している。なお、これらの結果を「全学質保証委員会」に集約することとしている。このような各種の結果に基づき、ICT環境の改善としては、ネットワークの強化等を実現しており、さらに、「研究委員会」において、2024年度の学術研究助成金の募集時に人文社会科学系分野からの要望を反映して助成金の配分方法を見直すなど、研究計画や研究の規模に応じた制度となるよう改善を図るとともに、学部等において共同研究費制度の導入や配分の見直しにも取り組んでいる。

以上のことから、教育研究等環境の適切性の点検・評価を全学的な点検・評価や事業報告の一環として実施し、改善に向けた取り組みを行っているが、今後は、「全学質保証委員会」の全学的なマネジメントのもと、各学部等が実施した点検・評価の結果から全学的に伸ばすべき点や課題を見つけ、同委員会による改善支援のもと、「学部等質保証委員会」と連携して改善・向上を図ることが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針に関し、「教学に関する基本方針」において関連する事項を定めている。例えば、「教育の質保証」の1つに「大学と社会との関係構築」を掲げ、同項目内に「地域社会に貢献する大学の役割の強化」「リカレント教育の提供」「学術・文化・スポーツを介した地域活動の推進」「学生ボランティア活動の推進」を示している。また、「教育基盤となる研究の推進」に「独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元」を掲げ、「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた研究の推進」に取り組むことを示している。そのほか、「産官学連携・知的財産に関する基本理念」を定め、産官学連携及び知的財産の考え方をそれぞれ明示するとともに、「産官学連携ポリシー」において「地域社会への貢献」等の項目を示し、産官学連携を推進する体制や地域の産業・経済と積極的に連携・協力して地域社会に貢献することなどを定めている。

「教学に関する基本方針」は、ホームページで公表するとともに、学内システム「事務の友」を通じて学内構成員に周知・共有している。また、「産官学連携・知的財産に関する基本理念」や「産官学連携ポリシー」は、「産官学連携知財センター」のホームページにて公表している。

以上のことから、教育研究活動の成果を適切に社会に還元するための考え方を各種の方針・ポリシー等に明示し、社会に公表している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

各学部等においては、地域課題等の解決を目指した事業、地域のイベントへの参加や専門家の派遣、地域産業の振興に関する事業、小・中学生や高等学校の生徒向けの教室・セミナー・研修等の開催、社会人向け教室・セミナー・研修等の開催、図書閲覧サービス、資料館や企画展の開放、自治体との包括協定締結など、それぞれのキャンパスの所在地や関わりのある地域での産業の振興や地域課題の解決に向けた取り組みを実施している。

また、一部の学部では、歴史的に貴重な史料や特色ある資料等を有する博物館・資料館を設置していることから、教職員や学生の教育研究に活用するほか、企画展・ワークショップの開催や見学の受け入れなど広く一般にも開放している。

研究助成制度として「独創的・先駆的研究」を創設し、「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた研究の推進」及び「知的財産に基づく研究等の促進及び産官学連携研究の推進」を目的とした課題への助成を行っており、なかでも、研究成果を社会に還元し、社会課題の解決に向けた研究テーマへの助成を行っている。

イノベーションの創出に資する全学的な産官学連携体制の構築や地域連携を重視した産官学連携活動の進展を目指し、「産官学連携知財センター」を設置し、

知的財産の権利化、知的財産情報の開示、産業界のニーズへの対応、地域連携活動、学部で設置している「産官学連携相談窓口」の活用に取り組んでいる。例えば、工学部では当該センターと協働し、キャンパスの所在地である郡山地域の産業界や行政機関等との連携を図る機関と連携して、地域の企業が抱える課題を把握するとともに、「産官学連携知財センター」では、学部に設置している「産官学連携相談窓口」等を活用し、企業等の実情に即した課題解決に努めている。さらに、郡山市及びその近隣の自治体との連携により工学部内に設置している「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」において、入居している企業と教員との共同研究により、製品化につなげるなどの成果を上げている。このように、全学的な支援のもと、地域社会のニーズを把握して研究成果を社会に還元していることは、高く評価できる。

以上のことから、「教学に関する基本方針」に定める社会連携・社会貢献に関する事項に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施して、教育研究成果を適切に社会に還元している。特に、「産官学連携知財センター」及び工学部での取り組みについては高く評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価に関し、「自己点検・評価規程」に基づき、本部及び学部等を対象に全学的な自己点検・評価を実施しており、2022年度の点検・評価の結果、社会連携・社会貢献に関する取り組みを網羅した一元的な方針を定めていないことを課題とし、「全学質保証委員会」は本部の学務部及び研究推進部に対し、方針を示すよう改善を指示し、2024年10月に「学部長会議」で当該方針（案）を承認しており、今後は常務理事会等の諸会議に付し、学内に周知していくことを予定している。

上記のほか、「産官学連携知財センター運営委員会」において、文部科学省による「産学連携等実施状況調査」により把握した社会連携や産官学連携の実績に基づき、「産官学連携・知的財産に関する基本理念」等を踏まえて、事業計画の達成度や見直しの必要性等に関する検証を全学的に行っている。また、「研究委員会」において、リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度の導入の検討等を通じて、教員の産学連携活動を支援している。なお、工学部では、社会連携・社会貢献の適切性に関し、執行部会が主体となって統督するとともに、郡山市に対して意見聴取を行い、その結果を当該学部の「自己点検・評価委員会」に報告している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性を点検・評価し、その結果から方針の策定を検討するなどの改善に取り組んでいるが、今後は、「全学質保証委

員会」の全学的なマネジメントのもと、各学部等が実施した点検・評価の結果から全学的に伸ばすべき点や課題を見つけ、同委員会による改善支援のもと、「学部等質保証委員会」と連携して改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 技術に関する研究成果等の民間事業者への移転を推進する機関として「産官学連携知財センター」(NUBIC)を設置し、行政機関や産業界との積極的な産官学連携・協力により新産業の創出等を通じて社会に貢献している。例えば、当該センターと工学部が協働し、福島県郡山地域の産業界や行政機関等と連携して地域の企業が抱える課題の把握とニーズに応じた課題解決に取り組み、自治体との連携により工学部内に設置している「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」での教員と企業による共同研究の成果を通じて、地中熱を使ったヒーターの開発をビニールハウスへ実用化するなど地域における産業の活性化に寄与している。このように、全学的な産学連携の推進・支援のもと、研究成果を社会に還元していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

理事長、学長が任期中に取り組む基本方針として、それぞれ「管理運営の基本方針」「教学に関する基本方針」を示している。「管理運営の基本方針」は、「信頼の回復」「“学生ファースト”の実現」「永続的運営を見据えた経営基盤の確立」の項目で構成し、「教学に関する基本方針」は、「教育の質保証」「教育基盤となる研究の推進」の項目で構成している。これらの方針に基づいて策定した中期計画に基づき大学運営を行っている。

これらの方針をホームページに掲載して広く社会に公表するとともに、学内構成員については、学内システム「事務の友」や学内広報誌等を通じて周知している。また、2021年の法人役員による不祥事への対応については、ホームページの「再生に向けた取り組み」のページなどで学内外に情報発信を行っている。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を定め、公表している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行って

いるか。

大学運営を円滑に進めるため、「教育職組織規程」に基づき、学長、副学長、学部長及び研究科長等を置いている。

学長の選任については、「学長選出規則」及び「学長選出管理委員会規程」に基づき、最終的には理事会で選任している。学長の職務権限については「学校法人日本大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に定め、任期も規定しており、専横体制を防ぐため、再任制限を設けている。さらに、学長は毎年度「学長候補者推薦委員会」による業務執行に係る評価を受けており、この業績評価の結果については、ホームページで公表している。

副学長の職務権限と選出方法は寄附行為、学部長及び研究科長の職務権限と選出方法は「教育職組織規程」に規定している。

なお、理事（理事長、学長及び副学長を除く）の選任方法は、「学校法人日本大学寄附行為施行規則」に基づいて選出された候補者について理事会の議を経て選任している。前回の本協会による追評価結果での指摘を受け、理事の選任に際しては選出区分によって、単記無記名投票の実施、学外者を含めた推薦委員会の設置、一定数の学外者を含めるなどの工夫により、理事に係る人事の透明性を図っている。さらに、理事長の選任については、新たに「理事長選出規則」を定め、構成員の半数以上の学外者を含めた「理事長選考委員会」での選考を経て理事会で選任することとし、専横体制を防ぐため、再任制限を設けている。くわえて、理事会に対するチェック機能を強化するため、監事の選任においても、半数以上は学外者が含まれるよう規定している。また、評議員会においても、理事との兼務者を大幅に削減し、理事の解任権を付与するなど理事会への牽制機能を強化している。このように、追評価で指摘を受けたガバナンスの問題を改善すべく、制度を抜本的に見直し、体制を新たに構築して改善に取り組んでいる。今後は、新たな体制を十分に機能させることを期待する。

教育研究に係る重要事項については、学長が決定を行うにあたり、学長が議長となる「学部長会議」を設置している。学長による意思決定と教授会の役割との関係については、学校教育法等の改正に合わせて基本ルールを策定するとともに学則に規定している。なお、理事会における意思決定に関し、理事定数の削減や選出区分の見直しにより、広く意見が反映できるよう工夫するとともに、理事会の議事録をホームページに公表することで、意思決定プロセスの透明化を図っており、議事録等の内容からも理事同士の相互チェック機能を果たすよう努めていることが見受けられる。

法人組織と教学組織との関係について、法人運営は寄附行為、教学運営は学則に基づき、関連規程を整備して運用している。理事長、学長等のより詳細な職務権限については、「業務執行理事の職務・所掌の範囲及び権限に関する規程」及

び「本部における職務権限に係る決裁手続及び会議付議事項に関する内規」に定め、運用している。

学生からはメールによる意見箱、教職員からは各種委員会・アンケート等を通じて意見を吸い上げる仕組みを整備している。

危機に対して適切に対応できるよう「危機管理規程」を制定し、危機管理に対応する機関として、本部に「危機管理委員会」を設置している。さらに、「危機管理基本マニュアル」「危機管理（大規模災害[自然災害・事故]等）対応マニュアル」「危機管理（不正・不祥事案等）対応マニュアル」「危機管理広報基本方針」などを整備している。

2023 年度のアメリカンフットボール部における薬物事件の管理運営上の問題については、文部科学省からの指導を踏まえて改善計画を策定し、危機管理体制の強化に努めていることから、引き続き着実に取り組むことに期待したい。

以上のことから、大学運営に関わる組織、権限等を明確に定め、適切な大学運営に努めている。引き続き、人事の透明性の確保に努めながら、適切な大学運営を行うことが強く望まれる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成の方法については、「経理規程」に定めており、毎年度、理事会での審議を経て、予算編成基本方針を示している。各経理単位では、この法人の予算編成基本方針に基づき、独自の予算編成基本方針と予算原案を作成している。本部の財務部では、全経理単位に対して、予算原案の提出前に、予算原案提出に際する事前承認手続を義務づけており、収支改善計画の実効性などを検証している。その後、各経理単位から提出された予算原案について、法人執行部と経理単位の執行部との間で予算原案に関する打ち合わせを行い、必要に応じて変更を加え、法人全体の総合予算案を編成している。

予算執行については、「経理規程」に予算執行のルール等を規定しており、財務管財システムによって、予算外の執行ができないよう制御している。

物件の調達に関しては、「調達規程」に対象物件の種類や金額に応じた手続を定めている。しかしながら、2023 年度の「内部監査実施報告書」において、一部の部科校における業務委託について、業者選定手続に重大な不備があるとの指摘があったため、これを受けて所定の金額以上の支出を伴う業務委託については、理事長への申請を義務化するよう「調達規程」を見直すとともに、本部の所管部署が調達プロセスをチェックする体制に改めている。

財務部から全経理単位に対して、適正な予算執行管理を行う観点から、四半期ごとに事業活動収支状況の検証を行うことを求めており、各部署は検証結果を財務部に報告している。さらに、各学部等に対しては、学生数が予算計上人数より

減少する場合には、収入減少額に相当する支出予算執行額の削減等の具体的な内容をとりまとめるよう求めている。

予算執行に伴う効果を検証する仕組みとして、財務部から各経理単位に対して「決算収支改善状況調査票」の作成を義務づけており、決算の分析・検証と今後の収支改善策の立案を行っている。

以上のことから、予算編成は適切に行っているものの、予算執行に関しては、2023年度の「内部監査実施報告書」において、業者選定手続に重大な不備があるとの指摘があったため、今後は改正した規程のもと、業務遂行上のルールに基づく業者選定を徹底するとともに、各部署等での適切な手続について、内部監査によってフォローアップすることが強く望まれる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、「事務職組織規程」に基づき、本部、学部、通信教育部、付属校等ごとに規定しており、具体的な事務分掌は「本部事務分掌規程」及び「学部事務分掌規程」等において明確にしている。業務の専門化に対しては、専門分野に精通した職員を任期制職員として雇用し、国際化推進室、研究推進部知財課などの部署に配置している。

職員の採用・昇格に関しては、「教職員就業規則」及び「職員の採用及び資格等に関する規程」に基づき運用している。2021年度の追評価の結果において、職員の人事が特定の役員によって恣意的に行われていた旨の指摘があったことを踏まえ、採用に関しては、2022年度に実施した採用選考試験から、これまで必須としていた推薦書の提出を廃止し、多様な人材を募集できるよう広く情報を発信している。昇格に関しては、職務能力、人物及び勤務成績等に基づき、審査を行っている。2025年度からは、職員の人事の公平かつ透明性の確保を図るために、新しい人事制度の導入を予定しており、現在、「人事制度改革検討委員会」等で職務能力等の評価基準の明確化なども含めた制度の検討を進めている。なお、先行して面談制度や人事異動に係る自己申告制度を導入している。

教職協働については、教授会に事務統括責任者である事務局長が構成員として参画し、各種委員会においても教員と職員が構成員となっており、協働する体制を構築している。

以上のことから、法人及び大学の運営に必要な事務組織を設けている。しかしながら、職員の人事の公平かつ透明性の確保も含めた新しい人事制度については、一部の制度の先行導入に取り組んでいるものの、2025年度から本格導入の予定であることから、職務能力等の評価基準の明確化も含めて計画に沿って進め、確実に取り組み、公平性及び透明性を担保することが強く望まれる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

2021 年度に「全学SD委員会」を設置し、中期計画の実現に資する教職員を育成するために必要なスキル・能力の修得を目的としたSDを実施している。本部では、総務部による役員研修、人事部による階層別研修、財務部による経理事務研修会、管財部による管財事務研修、学務部による教務事務研修会、学生部による障がい学生支援教職員テーマ別研修、研究推進部による研究事務研修会、コンプライアンス事務局によるコンプライアンス研修などのSDを実施している。さらに、大学が指定する通信教育講座から任意で受講する自己啓発支援制度も実施している。2022 年度には、大学執行部も対象にしたコンプライアンス研修、2023 年度には「行動規範」をテーマに全学SD研修を実施している。

各学部においては、それぞれに「SD委員会」を設置しており、職員、教員及び技術職員の意欲・資質の向上を図る取り組みとして、それぞれの特性に応じた独自のテーマを定めた研修会を実施している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に講じている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価について、全学的な取り組みとして「自己点検・評価規程」に基づき、本部及び学部等を対象に全学的な点検・評価を実施し、「全学質保証委員会」は、その結果を検証し、全学的な改善を指示することとしている。

また、「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」をもとに策定した中期計画については、半期に一度を目途に「中期計画検討委員会」で進捗確認を行うこととしているが、2022 年度及び 2023 年度は事業計画及び事業報告を通じて、理事会等で進捗状況等を確認している。

法令に基づき、監事による監査及び監査法人による会計監査を実施している。監事による監査では、2021 年の法人役員による背信行為等の不祥事等を踏まえ、2022 年に監事監査を支援する専門部署として、新たに「監事監査事務局」を設置している。また、理事会に対するチェック機能強化の一環として、監事は理事長、学長をはじめとする業務執行理事に対して随時、面談を行うことに加えて、重要と判断した会議には出席して業務執行の状況を確認している。さらに、「役員規程」に基づき、毎年度理事長の職務遂行については、監事と「理事長選考委員会」が評価しており、その結果をホームページで公表している。

会計監査においては、公認会計士が策定した監査計画に基づき、経理単位ごとに監査を実施している。2023 年度より、独立監査人を公募による選定とし、「独立監査人選定規程」等を整備している。

内部監査については、「内部監査規程」に基づいて実施しており、2022 年には、内部監査制度を強化するため、新たに「コンプライアンス事務局」、局内に「コンプライアンス推進課」及び「内部監査課」を設置している。2022 年度及び 2023 年度には、新たな内部監査体制のもとで内部監査を実施し、監査報告書を理事長、監事、理事会に報告している。コンプライアンス体制の充実については、監事からの指摘を踏まえ、公益通報者保護制度の周知、内部監査課における人員の充実などの見直しを行っている。

2024 年 3 月から 5 月にかけて明らかになった一部の競技部において授業料等の不適切な代理徴収が行われていた事案については、既に被害者への返金手続を開始し、2025 年度入試からは代理徴収できないよう制度を改正している。しかしながら、本事案は社会からの信頼を失う重大な不祥事事案であることから、引き続き、被害者への丁寧な対応と再発防止の徹底が強く望まれる。

以上のことから、大学運営に関しては「中期計画検討委員会」や理事会等を通じて、中期計画の進捗確認は行っているものの、点検・評価に基づく改善活動のもとでの「全学質保証委員会」の取り組みの実績はない。今後は、「全学質保証委員会」が定期的な点検・評価の結果に基づく改善・向上に加え、中期計画の進捗確認等と教育の改善を連動させながら全学的な内部質保証システムのもと、改善・向上を図ることが望まれる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

学長及び理事長が任期中に取り組む方針である「教学に関する基本方針」及び「管理運営の基本方針」に基づき、2018 年度から 2020 年度までを第 1 期、2021 年度から 2026 年度までを第 2 期とする中期計画を策定している。同計画（第 2 期）において、「永続的運営を見据えた経営基盤の確立」を掲げ、「戦略的な法人運営及び部科校の諸活動維持に向けた財源を法人として確保すること」、「病院経営の健全化を推進すること」、「入学定員を遵守しながらも法人経営が成り立つ収支構造の確立を目指すこと」、「資金の有効活用及び外部資金の積極的獲得により学生・生徒等の負担軽減を図る」ことを示している。

また、2022 年度の決算見込及び 2023 年度決算を踏まえた 2024 年度から 2028 年度までの資金収支、事業活動収支の中期収支計画を法人全体及び各経理単位であ

る部科校ごとに策定している。さらに、毎年度の予算編成基本方針において、「当該年度の経営状況を表す事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入）を法人全体で5%以上（私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合）とする」ことを継続的な目標として示し、「長期的に収支均衡を図るため、基本金組入後収支比率は、100%を超えないことを目標とし、翌年度繰越収支差額の支出超過額の更なる削減に努める」ことを明示している。

以上のことから、予算編成基本方針に継続的な数値目標を明示し、中期計画に沿って中期収支計画を策定しており、中・長期の財政計画を適切に策定している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、事業活動収支計算書関係比率に関し、法人全体では人件費比率が高く、教育研究経費比率が低いものの、大学部門では同平均に比べ人件費比率が低く、教育研究経費比率が高くなっている。また、事業活動収支差額比率について、法人全体では2021年度以降は同平均より低くなっているが、大学部門ではいずれの年度も同平均を上回っている。

貸借対照表関係比率について、純資産構成比率は概ね同平均程度であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、一定水準を確保しつつ、増加傾向にある。そのため、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金の獲得に向けて、予算編成基本方針に外部資金の積極的な獲得を定め、「研究助成金公募情報等通知システム」を用いて外部資金の公募情報を各教員へ提供し、過去に採択された研究計画調書の閲覧を可能とするほか、科学研究費補助金の支給に係る審査委員の経験者からのアドバイスを受けられるなどの取り組みを実施している。これらの取り組みにより、科学研究費補助金の採択件数は増加しており、学部・研究科によって違いはあるものの、概ね獲得金額も増加の傾向にある。

以上

日本大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	日本大学学則
	大学ホームページ/「目的および使命」, 「教育理念」
	大学ホームページ/日本大学の歴史
	大学ホームページ/教育と研究のミッション・三つの方針
	令和5年度学部要覧
	令和5年度大学院要覧
	日本大学全学共通教育科目「自主創造の基礎」ガイドライン
	日本大学FDガイドブック:ラーニングガイド
	日本大学進学ガイド2024
	令和6年度学部パンフレット
	教職員便覧
	日本大学FDガイドブック:ティーチングガイド
	教学に関する基本方針
	管理運営の基本方針
	日本大学中期計画(令和3年度~令和8年度)
	中期計画(令和3年度~令和8年度)工程表
	大学ホームページ/中期計画・事業計画・事業報告書・財務状況
2 内部質保証	日本大学内部質保証に関する方針
	日本大学内部質保証推進規程
	全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務
	日本大学内部質保証体制の整備について(通知)
	大学ホームページ/内部質保証について
	全学内部質保証推進委員会名簿
	全学内部質保証推進委員会企画検討部会名簿
	全学自己点検・評価委員会名簿
	平成29年7月「卒業の認定に関する方針」, 「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」の見直しについて(依頼)
	平成30年8月「卒業の認定に関する方針」(DP)及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」(CP)の見直しを要する概要及び要点等について(依頼)
	平成元年11月「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」(令和元年文部科学省令第13号)の施行に伴う各対応について(依頼)
	日本大学自己点検・評価規程
	自己点検・評価実施計画(令和4年度, 令和5年度)
	令和4年度全学自己点検・評価結果における学部等単位の改善事項
	大学ホームページ/大学、短期大学部、専門学校の自己点検・評価
	大学ホームページ/日本大学改革の歩み(改善結果報告書)
	外部評価報告書
	令和2年6月1日(月)以降の学生のキャンパスへの入構及び令和2年度前学期の授業実施等の取扱い(ガイドライン第1版含む)
	大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン(第2版)
	令和2年度後学期における学生のキャンパス入構及び授業実施の取扱いについて(ガイドライン第3版含む)
大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン(第4版)	
平成29年度大学認証評価結果における提言(改善勧告・努力課題)に対する改善計画	

	平成 29 年度 大学認証評価結果に付された「改善勧告」, 「努力課題」に関する改善取組の進捗状況調査
	日本大学に対する 2017 (平成 29) 年度大学評価結果 (判定) の変更について
	入学者選抜における公正確保のためのガイドライン
	(医学部) 調査検証委員会報告書
	平成 31 年度医学部医学科入学者選抜における公正確保等に係る調査結果について
	大学認証評価 (追評価) 報告書
	大学ホームページ/日本大学の再生に向けた取組み/文部科学省からの指導に対する本法人の対応状況について
	大学ホームページ/日本大学の再生に向けた取組み/本法人の健全な管理運営体制の構築に向けた改革について
	日本大学に対する追評価結果
	令和 3 年度大学認証評価 (追評価) 結果における各提言に対する改善報告書
	大学ホームページ/お知らせ/「アメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会」からの調査報告書の公表について
	大学ホームページ/お知らせ/学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告 (指導) に対する本法人の今後の対応及び方針の公表について
	大学ホームページ/お知らせ/学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告 (指導) に対する本法人の今後の対応及び方針 (追加回答) の公表について
	大学ホームページ/お知らせ/「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」答申書 (要約版) の公表について
	大学ホームページ/お知らせ/競技部所属学生の教育環境整備と支援体制構築に係る報告書 (要約版) の公表について
	大学の収容定員の増加に係る学則変更について (通知) ・収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書 (令和 4 年 5 月 1 日現在)
	大学の収容定員の増加に係る学則変更について (通知) ・収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
	大学ホームページ/情報公開
	日本大学情報公開内規
3 教育研究組織	大学ホームページ/教育組織図
	大学ホームページ/研究・社会連携
	研究所規程
	(工学部) ロハス工学センターホームページ
	キャンバスマップ (日本大学進学ガイド 2024)
	大学ホームページ/施設紹介
	教職課程専門委員会設置要項
4 教育課程・学習成果	大学ホームページ/日本大学教育憲章
	学部履修系統図
	大学院履修系統図
	ナンバリング
	(生産工学研究科) 応用分子化学特別研究 I ・応用分子化学特別研究 II ・生産工学特別演習 I (応化) ・生産工学特別演習 II (応化) シラバス
	令和 6 年度全学共通教育科目「自主創造の基礎」日本大学ワールド・カフェの実施要領
	大学ホームページ/ワールド・カフェ
	(習志野高校) ホームページ/C S T T M U プログラム
	(理工学部) ホームページ/高大連携について
	日本大学 F D ガイドブック : ティーチングガイド (シラバスの作成)
	学部・研究科シラバス
	学部・研究科授業評価アンケート
	(薬学部) 授業改善計画報告書
	大学ホームページ/全学共通教育科目教養基盤科目「日本を考える」実践! アクティブラーニング
	日本大学相互履修に関する規則
	日本大学大学院相互履修に関する規則
	令和 4 年度学生による授業評価アンケートに係る全学共通統一調査項目集計結果
	令和 6 年度大学院要覧

	(法学部) 高大連携教育における入学前修得科目の単位認定取扱基準
	(工学部) 令和5年度大学院工学研究科科目等履修生について
	日本大学FDガイドブック:ラーニングガイド(GPA制度)
	FDニュースレター第23号
	令和5年度外部アセスメント・テスト実施について
	(法学研究科) 令和3年1月21日大学院分科委員会議事録
	日本大学大学院法務研究科教育課程連携協議会内規
	日本大学大学院法務研究科教育課程連携協議会名簿
5 学生の受け入れ	(芸術学部) 入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)
	(大学院獣医学研究科) 「修了認定・学位授与の方針」, 「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者の受け入れに関する方針」
	日本大学進学ガイド2023(AP掲載ページ抜粋)
	学部入学試験要項
	日本大学入試ガイドホームページ/入学者選抜情報
	日本大学入試インフォメーション2023
	日本大学入試ガイドホームページ/進学相談会・オープンキャンパス
	(理工学部) ホームページ/VIRTUAL オープンキャンパス
	(理工学部) ホームページ/CST VR EXHIBITION HALL
	大学院入学試験要項
	大学ホームページ/入学者納入金一覧
	大学ホームページ/奨学金情報
	大学ホームページ/令和6年能登半島地震被災地の入学予定者に対する特別措置について
	入学試験管理委員会規程
	令和5年度一般選抜における出題・評価方針
	令和5年度入学試験におけるミスの防止等について
	令和6年度入学者選抜期日・科目等に関するガイドライン
	日本大学障がい学生支援に関する基本方針
	日本大学障がい学生支援ガイドライン
	令和5年度日本大学一般選抜における受験上の配慮について
	大学ホームページ/令和6年能登半島地震に係る入学志願者に対する特別措置について
	令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う特別措置について
	一般選抜追試験・振替受験等対応一覧
	令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応方針
	大学ホームページ/2024年度入学者選抜における特別措置について
	定員管理(学部・短期大学部学科)の方針について
	令和5年度入学志願者・合格者の実態調査報告
	令和5年度入試問題の検討結果報告書
6 教員・教員組織	教員規程
	大学ホームページ/教員組織、各教員が有する学位及び業績、専任教員数
	学部等教員組織編制方針
	大学等の教員配置計画策定に係る基本方針について
	日本大学教育職組織規程
	(文理学部) ホームページ/ダイバーシティ推進宣言
	教員資格審査規程
	研究科教員資格審査基準
	教員の勤務に関する内規
	日本大学FD推進センターホームページ
	FD等教育開発・改善活動に係る講演会、ワークショップ、シンポジウム、事例報告会などの開催一覧表
	日本大学研究助成金公募情報等通知システム閲覧手引き
	科学研究費助成事業採択調書の閲覧方法について
	科学研究費助成事業に係る申請支援(アドバイザー制度)の実施について(通知)
	大学ホームページ/日本大学研究者情報システム
	国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ/researchmap

	大学ホームページ/日本大学リサーチ・アワード受賞者に賞状と記念品が贈呈されました 令和5年度日本大学リサーチ・アワードの実施について（通知） 令和5年度全学FDシンポジウム開催要項 FD活動に係る検証結果 学部における教員採用・昇格等の内規等
7 学生支援	大学ホームページ/学生生活 日本大学学生生活委員会規程 日本大学就職委員会規程 日本大学学生支援センター設置内規 日本大学就職支援センター設置内規 学生支援専門委員会内規 大学ホームページ/各学部学生支援室・学生支援窓口 大学ホームページ/新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本大学の支援及び対応について 日本大学図書館法学部分館ホームページ/ラーニング・コモンズ（7階）について （理工学部）未来博士工房ホームページ 日本大学創立100周年記念外国人留学生奨学金給付規程 日本大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程 令和4年度学内奨学金実績 令和4年度日本大学私費外国人留学生授業料減免実施学生数・減免額（実績） 大学ホームページ/障がい学生支援（合理的配慮支援） 令和4年度日本大学における障がいのある学生の修学支援に関する実態調査（結果）について （国際関係学部）学生との面談実施に係る取扱い 日本大学創立130周年記念奨学金給付規程 日本大学古田奨学金給付規程 日本大学ロバート・F・ケネディ奨学金給付規程 日本大学小澤奨学金給付規程 日本大学オリジナル設計奨学金給付規程 大学ホームページ/令和6年能登半島地震被災地の在学学生に対する特別措置について 日本大学教育充実料減免規程 日本大学大学院医学研究科授業料軽減に関する取扱 大学ホームページ/令和6年能登半島地震に係る在学者及び入学予定者に対する学生寮の特別措置 について 令和4年度日本大学創立130周年記念奨学金（第1種（継続）・第2種）採用者数及び給付金額 大学ホームページ/学生寮 （文理学部）ホームページ/令和5年度文理学部後援会「学生支援事業」のご案内 令和5年度日本大学学生相談研修会実施要項 令和4年度学生支援室（学生支援センター含む）カウンセリング件数集計 令和4年度学生支援室コーディネーター業務月報（結果）について 日本大学人権侵害防止規程 日本大学人権侵害防止委員会内規 人権救済委員会内規 人権相談オフィス内規 人権侵害防止に係るリーフレット2023（学生用）（教職員用） 日本大学人権侵害防止ガイドライン セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針 大学ホームページ/人権侵害防止と解決ガイド 日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程 令和4年度学生傷害事故等給付金実績（月別集計表・前年度比較） 大学ホームページ/CATCH-UP 大学ホームページ/就職・キャリア 日本大学進学ガイド2024（就職事項ページ抜粋） 「日本大学NU就職ナビ」リーフレット 日本大学と就職支援に関する取り組みを行っている地方公共団体（令和5年10月31日現在） 令和4年度日本大学障がい学生支援教職員テーマ別研修会（報告） 日本大学公務員情報サイト

	大学ホームページ/16 学部 86 学科無限の連携
	大学ホームページ/令和 4 年度「日大生のやってみたくて実現するプロジェクト」「日本大学自主創造プロジェクト」採択プロジェクト一覧
	大学ホームページ/サークル紹介
	令和 5 年度日本大学体育大会各競技実施要項
	令和 5 年度日本大学体育大会競技別参加者一覧
	理事長・学長セレクト講座一覧（令和 4～5 年度）
	令和元・平成 30 年度学修満足度向上調査（4 月分・1 年次抜粋）
	「学生交流企画リアル宝探し in 軽井沢」募集ポスター
	「学生交流企画リアル宝探し in 軽井沢」事後アンケート結果
	大学ホームページ/学修満足度向上調査
	令和 4 年度日本大学障がい学生支援研修会実施要項
8 教育研究等環境	日本大学固定資産及び物品管理規程
	大学ホームページ/情報公開/校舎等の耐震化率
	日本大学安全衛生管理規程
	日本大学防火防災管理規程
	日本大学遺伝子組換え実験実施規程
	日本大学動物実験実施規程
	日本大学放射線障害予防規程
	日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程
	情報セキュリティ年間活動計画
	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について
	大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて
	大学ホームページ/日本大学情報管理宣言
	情報管理リーフレット 2023（学生用）（教職員用）
	日本大学図書館規程
	大学ホームページ/図書館一覧
	図書館の職員数・開館日数・利用状況
	大学ホームページ/日本大学が所蔵する貴重図書紹介
	大学ホームページ/デジタルミュージアム
	大学ホームページ/オンラインデータベース・電子ジャーナル
	日本大学研究費給付規程準則
	大学ホームページ/日本大学特別研究
	令和 5 年度日本大学特別研究研究計画募集要項（抜粋）
	大学ホームページ/学術研究助成金
	令和 4 年度学術研究助成金研究計画募集要項（抜粋）
	大学ホームページ/若手研究者助成金
	令和 4 年度若手研究者助成金研究計画募集要項（抜粋）
	大学ホームページ/研究施設・設備・機器共同利用案内
	大学ホームページ/海外派遣研究員
	専任教職員海外派遣規程
	日本大学ポスト・ドクトラル・フェロー規程
	日本大学リサーチ・アシスタント規程
	日本大学研究員規程
	日本大学客員研究員規程
	日本大学研究倫理ガイドライン
	日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規
	日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項
	日本大学研究不正行為防止宣言
	日本大学における研究費等運営・管理内規
	日本大学における研究費等運営・管理要項
	日本大学における研究費等の取扱いに関する内規
	研究費の取扱い手引き
	研究費不正使用防止に係る啓発活動実施要項

	<p>日本大学における研究費不正使用防止計画</p> <p>研究費不正防止ハンドブック</p> <p>日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規</p> <p>一般財団法人公正研究推進協会ホームページ/eAPRINについて</p> <p>大学院学生に対する研究倫理教育の実施について（依頼）</p> <p>独立行政法人日本学術振興会ホームページ/研究公正</p> <p>NUBIC ホームページ/日本大学利益相反ポリシー</p> <p>日本大学利益相反マネジメント内規</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>NUBIC ホームページ/基本理念・ポリシー</p> <p>地域連携活動一覧</p> <p>大学ホームページ/地域連携実績</p> <p>令和5年度学術研究助成金研究計画募集要項</p> <p>大学等における産学連携等実施状況について令和4度実績</p> <p>大学ファクトブック 2023</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>学校法人日本大学寄附行為</p> <p>大学ホームページ/理事長メッセージ</p> <p>大学ホームページ/学長メッセージ</p> <p>大学ホームページ/日本大学の再生に向けた取組み</p> <p>大学ホームページ/理事会議事録要旨</p> <p>日本大学学長選出規則</p> <p>日本大学学長選出管理委員会規程</p> <p>学長選出における禁止行為に関する申合せ</p> <p>学校法人日本大学役員規程</p> <p>大学ホームページ/学長の業績評価</p> <p>学校法人日本大学寄附行為施行規則</p> <p>大学ホームページ/理事・監事の紹介</p> <p>学校法人日本大学理事長選出規則</p> <p>求められる理事長像</p> <p>大学ホームページ/理事長の業績評価</p> <p>日本大学学部長選出規程</p> <p>学校教育法及び学校教育法施行規則一部改正に伴う本学の基本的な考え方（基本ルールの策定）</p> <p>学長裁定（学部・研究科）</p> <p>学部長会議規程</p> <p>大学ホームページ/日本大学 学生 FD CHAmiT</p> <p>日本大学危機管理規程</p> <p>日本大学危機管理基本マニュアル</p> <p>危機管理(大規模災害[自然災害・事故]等)対応マニュアル</p> <p>危機管理(不正・不祥事案等)対応マニュアル</p> <p>日本大学危機管理広報基本方針</p> <p>学生・生徒等の海外渡航に関する危機管理ガイドライン</p> <p>日本大学付属校等危機管理基本方針及び責務</p> <p>日本大学経理規程</p> <p>令和5年度予算編成基本方針</p> <p>令和5年度予算原案提出に際する事前承認手続について（依頼）</p> <p>令和5年度予算原案提出に際する事前承認手続について（回答）</p> <p>令和5年度予算決定について（通知）</p> <p>令和5年度入学者の減少に伴う支出予算執行額の削減等について（依頼）</p> <p>事業活動収支状況報告書（四半期）作成について（依頼）</p> <p>監事監査報告書</p> <p>独立監査人の監査報告書</p> <p>令和4年度決算収支改善状況調査票</p> <p>令和5年度予算原案に関する打合せ会参考資料</p> <p>日本大学事務職組織規程</p> <p>日本大学本部事務分掌規程</p>

	日本大学学部事務分掌規程
	事務組織図
	日本大学教職員就業規則
	職員の採用及び資格等に関する規程
	日本大学任期制職員規程
	専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規
	日本大学任期制職員から登用される職員に関する規程
	日本大学任期制職員に関する内規
	日本大学人事基本方針
	職員人事育成方針
	面談制度の導入について
	人事異動に係る「自己申告制度」について（通知）
	全学SD実施について
	令和4年度SD活動一覧
	SD活動に係る検証結果
	監事監査事務局規程
	コンプライアンス事務局に関する要望
	コンプライアンス体制に関する監事意見
	株式会社日本大学事業部の管理体制に関する要望
	日本大学独立監査人選定規程
	日本大学独立監査人候補者選定内規
	日本大学内部監査規程
	コンプライアンス事務局規程
	日本大学における内部監査制度の構築について
	令和4年度内部監査実施報告書
	令和5年度内部監査実施報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	令和5年度中期収支計画表作成要領
	令和5年度中期収支計画表（法人総合）
	令和5年度中期収支計画表（全34計算単位）
	令和2～4年度科学研究費助成事業－科研費－の採択状況
	財産目録
	5ヵ年連続財務計算書類（様式7-1）
	財務計算書類（6ヵ年分）
その他	日本大学規程集（令和5年4月1日）
	（商学部）履修登録について
	様式06 基礎要件確認シート（R6評価用）に係る追加資料

日本大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	
1 理念・目的	平成 20 年 1 月 18 日開催学部長会議議事録（抜粋）	
	平成 28 年 12 月 21 日開催教務課長会議議事録（抜粋）	
2 内部質保証	日本大学内部質保証推進規程（令和 6 年 9 月 6 日改正）	
	全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務（令和 6 年 3 月 14 日変更）	
	全学内部質保証推進委員会名簿（令和 6 年 4 月 1 日現在）	
	全学内部質保証推進委員会企画検討部会名簿（令和 6 年 4 月 1 日現在）	
	令和 6 年度全学自己点検・評価（大学・短期大学部）実施要領，点検・評価報告書	
	全学内部質保証推進委員会議事録	
	学部等内部質保証推進委員会議事録（三軒茶屋キャンパス，理工学部，医学部）	
	令和 4 年度全学自己点検・評価（大学・短期大学部）実施要領	
	全学自己点検・評価実施から改善促進までの流れについて	
	各改善事項に対する改善計画及び検証結果	
	文部科学省への回答の対応状況（令和 6 年 9 月 6 日現在）	
	教学DX 戦略委員会プレゼン資料（競技スポーツセンター関連のデータ利活用について）	
	地域貢献活動	
	競技スポーツ部ホームページ/バスケットボールクリニック	
	競技部研修会の実施に関する件	
	競技部研修会の実施について	
	違法薬物モニタリング検査について	
	日本大学競技スポーツセンター規程	
	日本大学競技スポーツセンター事務局規程	
	日本大学競技部規程	
	日本大学〇〇部部則準則	
	日本大学競技部の処分に関する規程	
	学生寮の手引き	
	全学内部質保証推進委員会企画検討部会設置要項	
	3 教育研究組織	令和 6 年度第 2 回研究委員会資料（URA 関連）
		日本大学研究委員会規程
4 教育課程・学習成果	（理工学部）学部要覧（p. 248～251）	
	（生産工学部）キャンパスガイド 2023（抜粋）	
	（工学部）学部要覧 2023（抜粋）	
	（理工学研究科）学位申請（論文博士・課程博士）に係る手続きの流れ	
	（理工学研究科）平成 26 年度第 10 回大学院理工学研究科分科委員会議事録（抜粋）	
	（生産工学部）学習の手引き 2023	
	（法学部）法曹養成連携教育協定	
	（芸術学研究科）大学院要覧 2024	
	（国際関係研究科）大学院履修の手引き 2024	
	「日本を考える」ガイドライン（抜粋）	
	（理工学部）試験の実施方法及び調査について	
	（法学部）【シラバス】憲法 I	
	（法学部）学部要覧 2023（抜粋）アセスメント・ポリシー	
	（経済学部）経済学部ホームページ/令和 6 年度学部要覧/科目群と学修認定制度	
	（商学部）商学部 IR 委員会における活動方針について	
	（商学部）令和 6 年度商学部 IR 委員会の活動計画について	
	（芸術学部）令和 5 年【学部・後期】授業評価アンケート設問別統計	
	（国際関係学部）令和 5 年度授業評価アンケート結果に基づく令和 6 年度の授業改善計画報告書	
	（危機管理学部）アセスメントプラン目標値ほか	
	（スポーツ科学部）アセスメントプラン目標値ほか	
	（理工学部）学部要覧 2023（抜粋）（卒業研究着手条件）	

	(工学部) 卒業時調査ホームページ掲載
	(医学部) ルーブリック
	(医学部) 各科目に関連するD Pとそのルーブリックレベル(令和4年度以降入学者用)
	(医学部) 【シラバス】臨床心理学
	(歯学部) 学部要覧2023(抜粋) アセスメント・ポリシー
	(松戸歯学部) 令和6年度科目ナンバリング表
	(薬学部) 日本大学薬学部アセスメント・ポリシー
	(薬学部) 令和6年度第1回F D講演会資料(GPS 結果報告書)
	D P対照表
	(法学研究科) 令和5年度関連D P・C P一覧表
	(法学研究科) 令和5年度前学期 学修状況調査結果
	(法学研究科) 令和5年度前学期 授業アンケート結果
	(新聞学研究科) 令和5年度 関連D P・C P一覧表
	(経済学研究科) 研究報告会
	(経済学研究科) 口述試問
	(経済学研究科) 口述試問質問票
	(経済学研究科) 中間発表会
	(商学研究科) シラバス
	(国際関係研究科) 令和6年度大学院要覧(抜粋) 「最終試験について」
	(理工学研究科) 研究指導計画書及び研究実施報告書に関する申合せ
	(工学研究科) 2023年度博士前期課程修了満足度調査結果の概要
	(工学研究科) 修了時調査設問
	(歯学研究科) 令和5年度研究中間報告会の実施について
	(松戸歯学研究科) 大学院要覧2024(抜粋)
	(薬学研究科) 令和5年度大学院要覧(薬学特別研究, 学位論文審査基準)
	(総合社会情報研究科) 前期 大学院要覧2024(学位論文審査基準)
	(総合社会情報研究科) 後期 大学院要覧2024(学位論文審査に関する取扱要項)
	(法務研究科) 大学院要覧2023(抜粋)
	日本大学F D推進センターホームページ/授業評価アンケート
	(薬学部) 授業改善計画報告書(令和6年度)
	(薬学部) 自己研鑽実施報告書及び授業改善計画報告書の提出について(依頼文)
	(法務研究科) 教育課程連携協議会ホームページ公開内容
5 学生の受け入れ	(文学研究科) ホームページ/日本史専攻 博士後期課程/入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)
	(文学研究科) ホームページ/外国史専攻 博士後期課程/入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)
	令和7年度校友卒選抜概要
6 教員・教員組織	(法学研究科・新聞学研究科) 令和6年度第1回大学院F D委員会
	(法学部) 令和6年度第1回F D委員会
	(法学部・法学研究科・新聞学研究科) 令和6年度F D研修会出欠状況
	(医学研究科) 教授会議事録
	(医学研究科) 「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」の受講について
	(医学研究科) 研究費により出張旅費及び人件費・謝金を受給する学生等の皆様へ(お知らせ)
	(医学研究科) 研究費の適正な使用に関する確認書
	(医学研究科) 日本大学研究助成金公募情報等通知システムについて(案内)
	令和3年度日本大学Web 研究発表会 実施報告
	令和4～5年度 日本大学Web 研究発表会 公開動画延べ視聴数一覧
	指導補助者(T A等)の研修等一覧・研修資料
	(法学研究科・新聞学研究科) 令和4年度F Dワークショップ@キャンパス実施要項等
7 学生支援	学生生活委員会・就職委員会議事録(抜粋)
	日本大学障がい学生支援の手引き
	(文理学部) 日本大学文理学部グローバル教育研究センターアカデミック・ライティング部門「英語文章チューター」の運用に関する申合せ

	(文理学部) 日本大学文理学部グローバル教育研究センターアカデミック・ライティング部門「日本語文章チューター」の運用に関する申合せ
	(文理学部) 文理学部ラーニング・アシスタント制度に関する申合せ
	(経済学部) 金融公共経済学科リメディアル教育
	(商学部) 専門基礎科目(必修)の補習及び再評価制度実施要項
	(商学部) 商学部要覧 2024 (抜粋)
	(理工学部) 令和6年度前期パワーアップセンター(駿河台校舎)時間割
	(理工学部) 令和6年度前期パワーアップセンター(船橋校舎)時間割
	(工学部) 学修支援専門員制度及びチューター制度
	(歯学部) 令和6年度3月補完期間における実施内容について
	(松戸歯学部) 令和6年度1年次時間割
	(生物資源科学部) 「学習支援センター」に係るリメディアル教育の実施について
	(薬学部) 基礎系科目の再開講について
	(薬学部) 令和2年度授業収録システム運用
	(法学部) 【シラバス】キャリア・デザイン, キャリア・デベロップメントキャリア入門
	(文理学部) 【シラバス】キャリアストレスマネジメント・キャリアデザイン・インターンシップ
	(経済学部) キャリア教育に関する資料
	(商学部) 商学部要覧 2024 (抜粋)
	(芸術学部) キャリア教育に関するシラバス
	(国際関係学部) 【シラバス】キャリアデザイン
	(危機管理学部) 【シラバス】キャリア・デザイン I
	(スポーツ科学部) 【シラバス】「スポーツキャリアデザイン I」ほか
	(理工学部) 【シラバス】建築学キャリアデザイン (C25N) 土木工学キャリアデザイン (A65M), 物質応用化学キャリアデザイン (L43P)
	(工学部) 【シラバス】キャリア教育科目
	(松戸歯学部) 【シラバス】歯科医学総合講義 1～6
	(生物資源科学部) 学部パンフレット (抜粋)
	(薬学部) 【シラバス】キャリアデザイン I・薬学実務実習
	自主創造プロジェクト評価表 (総括)
	令和元年度 日本大学自主創造プロジェクト アンケート (回答)
	日本大学学生部学生団体に関する要項及び日本大学学生部学生団体補助金に関する取扱
	学生ボランティア活動推進ワーキンググループ作成資料 (学生ボランティア活動の推進について (案))
	改善改革の骨子
	競技スポーツセンターコーディネーターの配置について
	アスリートの健康
	日本大学競技部所属学生サポートシステム (仮称) の構築について
	令和6年度学生生活委員会第3回議事録 (抜粋)
	就職委員会・学生生活委員会・学生支援専門委員会議事録
	令和5年度第2回企画検討部会資料 各基準の検証所見及び改善すべき事項への今後の対応一覧
	各改善事項に対する改善計画及び検証結果 (学生支援)
	令和4年度全学自己点検・評価結果における学部単位の改善事項 (学生支援関係)
8 教育研究等環境	各学部・研究科等における教員の担当コマ数
	海外派遣制度・サバティカル制度実績
	令和4～6年度 学術研究助成金研究計画募集要項 (抜粋)
9 社会連携・社会貢献	工学部産学連携相談窓口紹介資料
	(文理学部) ホームページ/日本大学文理学部資料館
	(芸術学部) ホームページ/芸術資料館
	(国際関係学部) 社会連携・社会貢献に関する資料
	(理工学部) 日本大学理工学部科学技術史料センター 社会連携・社会貢献に関する取り組みについて
	(生物資源科学部) 社会連携・社会貢献に関する資料
	産官学連携・知的財産に関する基本理念等
	令和6年度 NUBIC 事業計画

	(薬学部) 薬学部薬剤師教育センターの設置に関する内規
	(薬学部) 令和5年度日本大学薬学生涯教育講座実施状況について(令和5年度第1回生涯研修認定制度評価委員会報告資料2)
	(薬学部) 令和5年度第1回生涯研修認定制度評価委員会議事録
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	業務執行理事の職務・所掌の範囲及び権限に関する規程
	『「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告(指導)」に対する本法人の今後の対応及び方針について(回答)』抜粋
	危機体制の見直しの対応状況(文部科学省に提出している対応状況一覧の抜粋)
	日本大学危機管理規程
	日本大学危機管理基本マニュアル
	危機管理(不正・不祥事案等)対応マニュアル
	危機管理(大規模災害[自然災害・事故]等)対応マニュアル
	日本大学危機管理広報基本方針
	日本大学調達規程(令和5年10月1日施行)
	入学者の減少に伴う支出予算執行額の削減等計画報告書(国際関係学部・工学部・松戸歯学部)
	事業活動収支状況報告書(国際関係学部・工学部・松戸歯学部)
	決算収支改善状況調査票(国際関係学部・工学部・松戸歯学部)
	教職協働に関する委員会規程
	賞与支給に関する内規
	令和4年度SD活動一覧(教員・事務職員参加率)
	令和4年度部科校における財政説明会の開催について(依頼)
	令和3～5年度学部等における財政説明会の実施状況
	令和5・6年度監事による業務執行理事面談記録(2024.9.18現在)
	大学ホームページ/大学概要/大学の取り組み/公益通報受付窓口
	令和5年度第1回中期計画検討委員会議事録
	中期計画進捗状況確認表(令和4年度)(令和5年4月～令和5年9月)(令和5年10月～令和6年3月)
	自己点検・評価報告書作成に係る担当部署
	令和7年度日本大学学校推薦型選抜(競技部・トップアスリート)インターネット出願の利用手引き
	大学補助費の使用についての注意点
その他	学長によるプレゼンテーション資料
	SD研修用動画サイト(日本大学の内部質保証体制について)
	教学企画戦略委員会設置要項等
	学生生活委員会におけるPDCAサイクルを説明する議事録の提出について
	理工学部における「総合演習」科目の設置と「卒業の認定に関する方針(DP)」との関連性
	医学研究科における教育改善に資するFD活動事例について
	令和4年度自主創造プロジェクト(日大生のやってみたいを実現するプロジェクト)アンケート結果
	教育研究等環境の整備に関する方針
	日本大学創立135周年及び学祖生誕180周年に係る展示会リーフレット
	本部における職務権限に係る決裁手続及び会議付議事項に関する内規
	令和6年入学者向けに「三つの方針」を改正した学部・研究科一覧

日本大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
4 教育課程・学習成果	交通システム工学総合演習シラバス
5 学生の受け入れ	国際関係学部ホームページ/教育情報/1-6. 【大学院】研究科又は課程単位の教育方針】
8 教育研究等環境	第12回学部長会議議事録（要旨）
9 社会連携・社会貢献	郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンターホームページ
	社会連携・社会貢献に関する方針
10 大学運営・財務 （1）大学運営	令和5年度大学卒職員（一般職）採用選考試験実施要項